

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月26日
【事業年度】	第118期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
【会社名】	大和自動車交通株式会社
【英訳名】	Daiwa Motor Transportation Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大塚 一基
【本店の所在の場所】	東京都江東区猿江二丁目16番31号
【電話番号】	東京(03)6757 - 7164（経理部）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 大村 正文
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区猿江二丁目16番31号
【電話番号】	東京(03)6757 - 7164（経理部）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 大村 正文
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第114期	第115期	第116期	第117期	第118期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (百万円)	11,533	15,271	17,795	18,377	19,042
経常利益又は経常損失 () (百万円)	2,088	27	196	332	4
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失 () (百万円)	1,624	1,818	177	453	132
包括利益 (百万円)	1,451	1,826	174	293	18
純資産額 (百万円)	7,433	9,296	9,471	9,240	9,262
総資産額 (百万円)	29,449	30,159	29,153	30,196	30,031
1株当たり純資産額 (円)	1,746.81	2,155.64	2,185.06	2,086.86	2,069.45
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額 () (円)	385.41	425.97	41.50	103.56	29.60
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	25.1	30.7	32.3	30.4	30.7
自己資本利益率 (%)	20.0	21.9	1.9	4.9	1.4
株価収益率 (倍)	-	1.88	19.83	-	27.70
営業活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	1,029	1,197	561	684	549
投資活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	546	2,672	1,163	3,258	39
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	6,488	2,211	1,206	830	886
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	6,398	8,056	6,246	4,503	4,206
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	2,969 (238)	2,162 (821)	1,992 (740)	1,920 (586)	2,158 (639)

- (注) 1 第115期及び第116期、第118期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 第114期及び第117期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 3 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、役員報酬BIP信託が保有する当社株式を含めております。
- 4 第114期及び第117期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 5 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第115期の期首から適用しており、第115期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 6 従来、資産に係る控除対象外消費税等は、発生した連結会計年度の期間費用として販売費及び一般管理費に計上してはいましたが、第118期の期首より、個々の資産の取得原価に算入する方法に変更したため、第117期については、当会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。なお、第116期以前に係る累積的影響額については、第117期期首の純資産額に反映させております。
- 7 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、該期間の平均人員を()内の外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第114期	第115期	第116期	第117期	第118期
決算年月	2021年 3月	2022年 3月	2023年 3月	2024年 3月	2025年 3月
売上高及び営業収益 (百万円)	1,544	1,468	2,064	2,237	2,427
経常損失 () (百万円)	1,604	413	83	316	290
当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	1,132	1,507	68	347	326
資本金 (百万円)	525	525	525	525	525
発行済株式総数 (株)	5,250,000	5,250,000	5,250,000	5,250,000	5,250,000
純資産額 (百万円)	6,636	8,210	8,148	7,920	7,622
総資産額 (百万円)	22,570	25,948	24,950	26,106	25,967
1株当たり純資産額 (円)	1,568.97	1,912.94	1,888.86	1,797.01	1,711.56
1株当たり配当額 (円)	4.0	4.0	6.0	8.0	8.0
(内 1株当たり中間配当額)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(4.0)	(4.0)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	268.83	353.08	15.93	79.38	73.17
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	29.4	31.6	32.7	30.3	29.4
自己資本利益率 (%)	15.8	20.3	0.8	4.3	4.2
株価収益率 (倍)	-	2.32	-	-	-
配当性向 (%)	-	1.1	-	-	-
従業員数 (名)	114	103	102	121	98
(外、平均臨時雇用者数)	(14)	(13)	(12)	(11)	(11)
株主総利回り (%)	100.6	94.6	98.0	116.3	99.5
(比較指標：配当込みTOPIX)	(142.1)	(145.0)	(153.4)	(216.8)	(213.4)
最高株価 (円)	1,043	888	850	1,628	985
最低株価 (円)	752	737	733	772	666

- (注) 1 第115期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 第114期、第116期及び第117期、第118期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 3 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、役員報酬BIP信託が保有する当社株式を含めております。
- 4 第114期、第116期及び第117期、第118期の株価収益率と配当性向については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 5 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第二部におけるものであります。
- 6 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第115期の期首から適用しており、第115期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 7 従来、資産に係る控除対象外消費税等は、発生した事業年度の期間費用として販売費及び一般管理費に計上していましたが、第118期の期首より、個々の資産の取得原価に算入する方法に変更したため、第117期については、当会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。なお、第116期以前に係る累積的影響額については、第117期期首の純資産額に反映させております。
- 8 従業員数は就業人員数(当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社内への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、該当期間の平均人員を()内の外数で記載しております。

2 【沿革】

- 1939年 9月 戦時企業統合令による企業合同により、同業12社を以って中野相互自動車株式会社を設立、普通旅客自動車運送事業を開始。
- 1945年 1月 第二次企業合同により同業16社を吸収合併、大和自動車交通株式会社に商号変更。
- 1949年 5月 東京証券取引所に上場。
- 1949年 6月 興産自動車株式会社（現・大和物産株式会社）を設立し、自動車用燃料・資材等の販売を開始。（現・連結子会社）
- 1950年 3月 戦後初の輸入新車50両の購入許可により、営業車両の全面的配置転換を実施し、ハイヤー営業の基盤を確立。
- 1953年 3月 車両無線移動局の承認により無線による配車営業を開始。
- 1963年 5月 日本橋大和ビル建設に伴い不動産賃貸及び管理事業に進出。
- 1963年10月 東京証券取引所市場第二部に移行。
- 1965年 2月 大和自動車株式会社を設立。（現・連結子会社）
- 1966年10月 自動車整備部門を独立し、大和自動車整備株式会社を設立。
- 1966年10月 山梨鈴木シャタア工業株式会社（現・大和工機株式会社）を設立し、金属製品製造業を開始。（現・連結子会社）
- 1967年 6月 自動車教習部門を独立し、株式会社大和自動車教習所を設立。
- 1968年 8月 株式会社スリーディ開発（現・株式会社スリーディ）を設立し、不動産部門を強化。（現・連結子会社）
- 1972年 9月 真和タクシー株式会社を買収し、大和交通株式会社に商号を変更（現・大和自動車交通吉祥寺株式会社）。
- 1973年 9月 住宅販売事業に進出。
- 1991年12月 保谷交通有限会社（現・大和交通保谷株式会社）を買収。（現・連結子会社）
- 1993年 6月 運行管理に関する代理業を開始。
- 1996年 2月 柏自動車株式会社（現・大和自動車交通吉祥寺株式会社）を買収。（現・連結子会社）
- 1998年 4月 警備業として「あんしんネットワーク」（緊急即時通報事業）サービスを開始。
- 2001年 2月 大和交通保谷有限会社を株式会社へ組織変更する。（現・大和交通保谷株式会社）
- 2004年11月 羽田第一営業所を東京都大田区に開設。
- 2010年 3月 本社を東京都江東区に移転。
- 2011年 5月 大和タクシー株式会社と大和交通株式会社が合併し、大和自動車王子株式会社（現・大和自動車交通吉祥寺株式会社）に商号変更。（現・連結子会社）
- 2011年10月 中央無線タクシー協同組合（現・信和事業協同組合）加盟23社との業務提携契約を締結。
- 2014年 4月 会社分割（簡易新設分割）により、大和自動車交通羽田株式会社（現・大和自動車交通王子株式会社）、大和自動車交通江東株式会社、大和自動車交通立川株式会社を設立して持株会社体制に移行。（現・連結子会社）
- 2015年 4月 会社分割（簡易新設分割）により、大和自動車交通ハイヤー株式会社を設立。（現・連結子会社）
- 2020年 3月 連結子会社の株式会社大和自動車教習所を吸収合併。
- 2020年 4月 株式会社丸井自動車（現・大和自動車交通北千住株式会社）を買収。（現・連結子会社）
- 2020年 4月 テラス銀座を売却。
- 2020年10月 株式会社トータルメンテナンスジャパンを買収。（現・連結子会社）
- 2021年 8月 大和自動車交通羽田株式会社（現・大和自動車交通王子株式会社）を東京都北区へ移転。
- 2021年 9月 東京都大田区昭と島土地を売却。
- 2022年 4月 東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第二部からスタンダード市場に移行。
- 2022年 7月 宮園砒油株式会社を買収。（現・非連結子会社）
- 2023年 9月 京都府京都市下京区の居住用賃貸収益物件を取得し、居住用賃貸不動産事業を強化。
- 2024年 2月 大和自動車交通羽田株式会社を大和自動車交通王子株式会社に商号変更。
- 2024年 3月 大和自動車王子株式会社を東京都三鷹市に移転し、大和自動車交通吉祥寺株式会社に商号変更。
- 2024年 4月 株式会社丸井自動車を大和自動車交通北千住株式会社に商号変更。
- 2024年12月 十全交通株式会社を買収。（現・連結子会社）
- 2025年 4月 十全交通株式会社を大和自動車交通府中株式会社へ商号変更。

3【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社14社、持分法非適用非連結子会社1社及び持分法非適用関連会社2社で構成され、旅客自動車運送事業、不動産事業、燃料・資材の販売事業、サービス・メンテナンス事業を主な内容とし、更に各事業に関連する自動車メーター機器の販売及び金属製品の製造販売等の事業活動を展開しております。

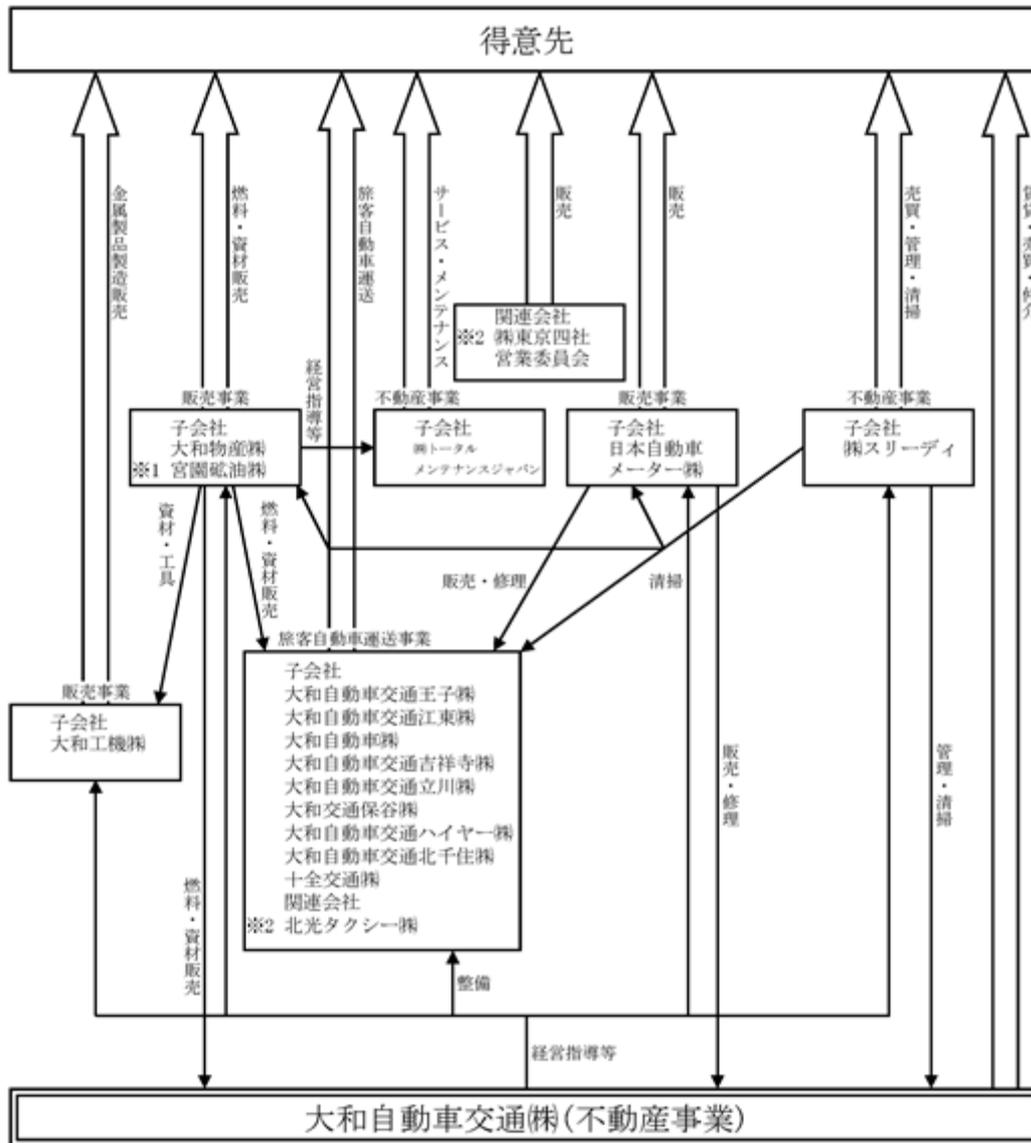
事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付け並びにセグメントとの関連は、次のとおりであります。

なお、以下に示す区分は「第5 経理の状況 1(1)連結財務諸表 注記」に掲げるセグメント情報の区分と同一であります。

区分	事業内容	主要な会社
旅客自動車運送事業	ハイヤー業、運行管理業	大和自動車交通ハイヤー(株)、大和自動車交通江東(株)、大和自動車(株)
	タクシー業	大和自動車交通王子(株)、大和自動車交通江東(株)、大和自動車(株)、大和自動車交通吉祥寺(株)、大和自動車交通立川(株)、大和交通保谷(株)、大和自動車交通北千住(株)、十全交通(株)
不動産事業	賃貸、売買、仲介、管理事業	当社、(株)スリーディ
販売事業	燃料・資材販売	大和物産(株)
	金属製品製造販売	大和工機(株)
	自動車メーターの販売・修理	日本自動車メーター(株)
サービス・メンテナンス事業	清掃、サービス・メンテナンス事業	(株)スリーディ、(株)トータルメンテナンスジャパン

(注) 2025年4月1日付で、十全交通(株)は大和自動車交通府中(株)に商号変更いたしました。

事業の系統図は次の通りであります。



(注) 無印 連結子会社
 ※1 非連結子会社で特分法非適用会社
 ※2 関連会社で特分法非適用会社

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 大和自動車交通王子株式会社 (注)2、4	東京都北区	10	旅客自動車 運送事業	100.0	タクシー業 当社より建物の賃貸 役員の兼任等...有
大和自動車交通江東株式会社 (注)2、4	東京都江東区	10	旅客自動車 運送事業	100.0	ハイヤー業、タクシー業 当社より建物の賃貸 役員の兼任等...有
大和自動車株式会社 (注)2、4	東京都江東区	54	旅客自動車 運送事業	100.0	タクシー業 当社より建物の賃貸 役員の兼任等...有
大和自動車交通吉祥寺株式会社	東京都北区	10	旅客自動車 運送事業	100.0	ハイヤー業、タクシー業 当社より建物の賃貸 役員の兼任等...有
大和自動車交通立川株式会社	東京都立川市	10	旅客自動車 運送事業	100.0	タクシー業 当社より建物の賃貸 役員の兼任等...有
大和交通保谷株式会社	東京都西東京市	10	旅客自動車 運送事業	100.0	タクシー業 当社より土地の賃貸 役員の兼任等...有
大和自動車交通ハイヤー株式会社 (注)2、4	東京都中央区	10	旅客自動車 運送事業	100.0	ハイヤー業 当社より建物の賃貸 役員の兼任等...有
大和自動車交通北千住株式会社	東京都足立区	10	旅客自動車 運送事業	100.0	タクシー業 役員の兼任等...有
十全交通株式会社 (注)3	東京都府中市	10	旅客自動車 運送事業	100.0	タクシー業 当社より建物の賃貸 役員の兼任等...有
株式会社スリーディ	東京都中央区	30	不動産事業	100.0	不動産の売買、賃貸、管理、清掃 当社より建物の賃貸 役員の兼任等...有
株式会社トータルメンテナンスジャ パン(注)4	東京都江東区	20	不動産事業	100.0	サービス・メンテナンス業 役員の兼任等...有
大和物産株式会社	東京都江東区	30	販売事業	100.0	燃料・資材の供給 当社より建物の賃貸 役員の兼任等...有
日本自動車メーター株式会社	東京都江東区	20	販売事業	87.9	タクシーメーターの販売及び修理 当社より建物の賃貸 役員の兼任等...有
大和工機株式会社	山梨県笛吹市	45	販売事業	100.0	営繕材料の製造販売 役員の兼任等...有

(注)1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 特定子会社であります。

3 2025年4月1日付で、十全交通(株)は大和自動車交通府中(株)に商号変更いたしました。

4 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)が連結売上高の10%を超える連結子会社の「主要な損益情報等」は次のとおりであります。また、大和自動車交通江東(株)、大和自動車交通王子(株)は記載のとおり債務超過となっております。

会社名	売上高 (百万円)	経常利益又は 経常損失() (百万円)	当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	純資産額 (百万円)	総資産額 (百万円)
大和自動車交通江東(株)	4,025	42	51	176	731
大和自動車交通ハイヤー(株)	2,831	226	182	422	1,146
大和自動車(株)	2,566	50	39	1,175	2,797
大和自動車交通王子(株)	2,181	48	48	369	445
(株)トータルメンテナンスジャ パン	1,999	19	14	365	645

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
旅客自動車運送事業	1,909	(92)
不動産事業	36	(1)
販売事業	109	(-)
サービス・メンテナンス事業	24	(538)
全社(共通)	80	(8)
合計	2,158	(639)

(注) 1 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()内の外数で記載しております。

2 「全社(共通)」は特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
98 (11)	47.6	16.0	5,097,854

セグメントの名称	従業員数(名)	
旅客自動車運送事業	15	(2)
不動産事業	3	(1)
全社(共通)	80	(8)
合計	98	(11)

(注) 1 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()内の外数で記載しております。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3 「全社(共通)」は特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社及び一部の連結子会社には、大和自動車交通労働組合が組織(組合員数1,170名)されており、全国自動車交通労働組合連合会に属しております。また、連結子会社の一部(組合員数143名)は全国自動車交通労働組合総連合会に属しております。

なお、労使関係については特に記載すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異
提出会社

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1.		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
4.3	-	62.0	72.3	47.7

(注)1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

連結子会社

当事業年度					
名称	管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1.		
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
大和自動車交通ハイヤー(株)	-	100.0	22.6	94.6	40.6
大和自動車交通王子(株)	-	100.0	91.1	98.7	50.0
大和自動車交通江東(株)	-	-	107.1	106.2	-
大和自動車交通立川(株)	-	-	76.4	107.1	118.6
大和自動車(株)	-	100.0	95.7	99.5	68.4
大和自動車交通吉祥寺(株)	-	-	88.0	88.0	-
大和自動車交通北千住(株)	-	100.0	54.2	91.8	132.4
十全交通(株)(注)3	-	-	85.9	98.6	41.9
(株)トータルメンテナンスジャパン	25.0	-	67.8	74.0	75.3

(注)1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3 2025年4月1日付で、十全交通(株)は大和自動車交通府中(株)に商号変更いたしました。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、創業以来「和」の精神を企業理念として掲げ、顧客満足（CS）を第一に、営業の効率化と原価意識の徹底により、増収増益を図る組織体制と経営基盤の確立を目指し、旅客運送事業等の運営により、社会発展に貢献することを経営の基本方針としております。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、収益力と財務体質の向上を経営目標とし、経常収益基盤の確立強化に努めるとともに財務体質の改善を図ります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、ハイヤー・タクシー部門の事業所を大型化する事により効率化を図り、大口法人得意先の需要を確保し安定した収支を確立するとともに、立地条件に恵まれた事業所の立体化利用による収益基盤の確保を図ってまいります。

(4) 経営環境及び会社の対処すべき課題

当社の中核事業である旅客運送事業を取り巻く環境は、モビリティのサービス化（MaaS）や自動運転分野の発展を背景に目まぐるしく変化しており、また、乗務員の不足感も強まってきております。このような状況のもと、引き続き経営基盤の強化や人材の確保に努めるとともに、新たなビジネスチャンスに積極的に対応し、中長期的な成長のための基盤を確立するべく、2025年度を初年度とする3ヶ年中期経営計画「中期経営計画2027」を策定しております。

グループの総力を挙げて「安心・安全・おもてなし」と企業価値の更なる向上に取り組んでまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は、創業以来の企業理念である「和」の精神に基づき、「環境との和」を経営指針に掲げ、旅客自動車運送事業を主力とした企業グループとして社会的責任を果たすため、持続可能な社会の実現を重要な経営課題と位置づけて、環境・社会・ガバナンス（ESG）の視点を経営戦略に組み込んでまいります。取締役会においてサステナビリティに関わる基本方針・施策の検討・承認を行い、全社的に推進体制を整備していきます。特に、気候変動対応や労働環境、地域社会との共生、安全・安心輸送といった課題は、リスク低減のみならず新たなビジネス機会創出にもつながる重要領域と認識しています。また、自動車によるCO2排出量の抑制のため、交通エコロジー・モビリティ財団によるグリーン経営の認証を旅客自動車運送事業の子会社各社において取得しています。

(1) マテリアリティの特定

- ・当事業業の特性（タクシー・ハイヤー等公共旅客運送業）を踏まえ、気候変動対応（車両の脱炭素化、省エネルギー運行）、デジタル活用による効率化、安全運転・運輸品質向上、労働力確保と人材育成、地域社会との連携、コンプライアンス、リスク管理体制強化などを重点課題としています。
- ・マテリアリティ特定手法としては、外部ステークホルダー（顧客、行政、地域自治体等）のニーズ、業界動向や公的指針（経済産業省・環境省ガイドラインなど）を活用しています。

(2) ガバナンス体制

- ・リスク管理室（社長直属）を新たに設置して、ESGリスクを含む全社横断的なリスクの洗い出し・評価・対応策提言機能を強化して行く予定です。
- ・中期経営計画に基づいて社内の関連各部署が施策立案・実行・モニタリングを推進してまいります。また、重要施策は取締役会での決議・報告としています。

(3) 中期経営計画2027との連携

- ・3ヶ年の中期経営計画2027では、経営基盤強化を目的として、ESG視点を組み込んだ成長戦略・リスク管理強化策を掲げています。
- ・環境面では、脱炭素対応として車両更新計画に、既存のハイブリッド車に加えてEV車・水素自動車の導入を盛り込み、CO2排出量の実態を把握し削減目標を設定します。
- ・社会面では、安全・安心輸送品質向上施策（ドライブレコーダーや運行管理システム、高齢運転者支援）、社員エンゲージメント強化（研修体系アップデート、健康経営施策）、多様性推進（特定技能制度の活用検討）などを実施してまいります。
- ・ガバナンス面では、法令遵守・内部通報制度整備、内部監査機能、リスク管理室設置を実施してまいります。これら施策の進捗を取締役会でモニタリングします。

CO2排出量削減目標設定	<p>早期の具体的な削減目標設定に向け、排出量の実態把握を実施しております。</p> <p>2023年度のCO2排出量： 10,019tCO2 2024年度のCO2排出量： 10,219tCO2</p>
--------------	---

(4) 取り組み状況

環境対応

- ・既存車両の燃費改善運行教育、省エネルギー運行マニュアル策定・周知。EV・水素自動車を導入し、運行実績を取得。
- ・使用エネルギー削減のための社屋・営業所のLED化・省エネ設備導入検討。
- ・環境関連法規遵守教育及び体制の整備。

安全・品質向上

- ・ドライブレコーダー・デジタコ全車両装備、安全運転研修の定期実施。
- ・お客様満足度調査の実施とフィードバックループの確立。
- ・高齢乗務員支援策（健康診断強化、運転適性検査、業務軽減手配）。

労働力確保・人材育成

- ・社員向けエンゲージメント調査実施予定、フォローアップ施策（ワークショップ、キャリア面談）。
- ・研修体系の充実（安全教育、接客スキル、デジタルツール活用等）。
- ・ダイバーシティ推進に向けた社内啓発、ハラスメント防止研修など。

ガバナンス・リスク管理

- ・リスク管理室において、全社横断リスクの洗い出し、対策案提言、PDCAサイクル管理を実施予定。
 - ・内部通報制度の周知、コンプライアンス研修を定期開催。
- 地域社会貢献・ステークホルダー対話
- ・地域イベントへの参加、安全啓発活動、地方自治体との協力。
 - ・顧客の意見吸い上げと施策への反映。

(5) 今後の方針

中期経営計画2027のもとで、以下の重点領域において具体的目標・スケジュールを設定し、定期モニタリングを行います。

当社グループは、人材が最大の財産との認識のもと、全ての従業員が新しい時代と環境に向かい、健康に留意し、仕事と個人生活両面を充実させて行くことができるよう人材育成や労働環境の整備に取り組んでまいります。

環境（脱炭素）

- ・CO2排出削減計画：EV・水素自動車の導入促進

社会（労働力・安全・多様性）

- ・社員エンゲージメント向上：EES（従業員エンゲージメント調査）実施予定、離職率低減目標設定。
- ・特定技能外国人採用検討
- ・安全運行：事故発生率削減目標、安全研修実施、ドライブレコーダー事後分析による改善。
- ・男性労働者の育児休業取得率80%以上の維持

ガバナンス・リスク管理

- ・リスク管理室をセンターとして各リスク対応策の実行進捗・効果検証を実施予定。
- ・コンプライアンス委員会を設置し、内部通報への対応及びコンプライアンス研修を実施。

ステークホルダー対話

- ・ステークホルダーとの対話実施

これらの方針は、取締役会でレビューし、必要に応じて中期経営計画や年度事業計画に反映します。

男性労働者の育児休業取得率	<p>男性労働者の育児休業取得率80%以上の維持を指標としております。</p> <p>2023年度の取得率： 63.6%</p> <p>2024年度の取得率： 100.0%</p>
---------------	--

3【事業等のリスク】

当社は、タクシー・ハイヤーを中心とした公共旅客運送業を営むにあたり、さまざまなリスクが存在することを認識し、組織横断的にリスクを収集・分析・評価し、対策提言を行うことにより、以下の主要リスクへの対応力を強化してまいります。また、これらを取締役会でモニタリングしてまいります。

(1) リスク管理体制

リスク管理室設置（予定）

- ・ 全社各部署からのリスク情報収集、外部環境変化のインプット、リスクの定量・定性評価、対応策の立案・優先順位付けを実施。

- ・ 部門間調整機能を持ち、重大リスク発生時には迅速に経営トップへ報告。

内部統制・内部監査

- ・ 内部通報制度の運用、監査部門との連携によるリスクアセスメント結果の検証、是正対策フォローアップ、危機管理対応

- ・ 自然災害・感染症・事故等緊急時の対応マニュアル整備、訓練実施。

ステークホルダー連携

- ・ 行政・業界団体・協力会社との情報共有、協働対応。

- ・ リスク関連研修、啓発活動の実施。

(2) 主要リスク項目と対応策

以下に主なリスク項目と、それぞれの対応策の概要を示します。発生可能性・影響度の見直しを行い、取締役会でレビューします。

市場環境変動リスク

概要：燃料価格の変動、需要動向の変化（コロナ後の稼働状況変動、インバウンド需要動向、モビリティサービス競合増加等）、規制・制度変更（配車アプリ規制強化、運賃改定動向など）が業績に影響。

対応策：

- ・ 多様なサービス提供（定額サービス、法人契約強化、その他ハイヤー導入）による収益源の分散。
- ・ デジタル配車システム・アプリ導入による効率化・利用促進。

労働力確保リスク

概要：タクシードライバーの人手不足、離職率上昇、高齢化傾向に伴う稼働減少リスク。

対応策：

- ・ 社員エンゲージメント向上施策：従業員エンゲージメント調査結果に基づく職場改善、キャリアパス設計、メンタルヘルス・健康経営施策、柔軟勤務制度を推進。
- ・ 採用・定着支援：採用ブランディング強化、定着支援プログラム実施。
- ・ 外国人乗務員検討：特定技能制度を利用検討。
- ・ 高齢運転者支援：健康診断強化、適性検査、業務調整による負担軽減策。
- ・ 安全教育強化：定期的安全運転研修、安全マネジメントの実施。

環境・気候変動リスク

概要：気候変動に伴う極端気象（豪雨、台風など）による事業運営影響、法規制強化（脱炭素規制、排出規制等）、燃料コスト上昇リスク。

対応策：

- ・ 中期経営計画に沿った脱炭素対策（ハイブリッド・脱化石燃料化推進、燃費改善運行）、自然災害対応能力向上。
- ・ 関連情報開示の推進。

法規制・コンプライアンスリスク

概要：運輸関連法規の変更、労働法規改正、外国人労働者関連法規遵守、個人情報保護・プライバシー規制等

対応策：

- ・ 本社部門が法改正動向を継続的に把握。内部研修、マニュアル更新、社内通知・周知徹底を実施。
- ・ 特定技能外国人採用については、関連法規に準拠し外部支援機関とも連携。

財務リスク

概要：資金調達環境の変化、金利上昇リスク、燃料費等変動コスト。

対応策：

- ・ 資金調達計画の着実な実行（銀行借入、リース等）。
- ・ コスト管理強化。
- ・ 中期経営計画において、財務健全性指標（自己資本比率、負債償還年数等）の維持・改善施策を明確化。

自然災害・感染症リスク

概要：地震・台風・豪雨など自然災害による営業所・車両被害、交通規制、オペレーション停止リスク、感染症拡大時の需要減少。

対応策：

- ・災害時緊急対応策の検討、代替拠点・臨時運行体制の整備検討。
- ・感染症対策、衛生用品配備。

社会的信用・レピュテーションリスク

概要：事故・トラブル発生時の企業イメージ低下、SNS等でのネガティブ情報拡散リスク、ステークホルダー信頼失墜。

対応策：

- ・安全管理強化、危機発生時の迅速かつ適切な情報開示・コミュニケーション体制整備。
- ・CSR・社会貢献活動の継続的实施によるブランド価値向上。

その他リスク

- ・技術革新リスク：自動運転技術など将来技術動向への備え。技術トレンド調査、協業・開発検討、必要に応じた投資判断。
- ・競争激化リスク：モビリティプラットフォームや新規参入事業者との競争。差別化サービス開発、デジタル化・効率化推進。

(3) リスク対応体制の運用・モニタリング

- ・発生状況・対策効果を評価。重大リスクは経営層で迅速に共有し、必要なリソース配分を行う。
- ・外部環境変化（法改正、社会動向、気候関連指標等）の情報を収集し、必要に応じて計画修正を実施。
- ・内部監査部門・監査役との連携により、リスク対応プロセスの有効性検証・改善提案を施策に反映する仕組みを構築。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績

当連結会計年度における我が国経済は、個人消費の復調や好調なインバウンド需要により回復基調でスタートしたものの、人手不足や物価高騰などの逆風が弱まらないことに加えて、米国の関税政策による世界経済の減速リスクなどの不透明感が依然として残っています。

このような経済環境のなか、当社グループにおいては、すべての人の健康と安全を最優先に、新型コロナウイルス感染症再拡大防止に最大限留意しながら、将来のモビリティのサービス化（MaaS）やAIの活用、自動運転分野の更なる発展による事業構造の大きな変化の流れに対応していくため、2022年度を初年度とする3ヶ年中期経営計画「中期経営計画2024」の最終年度を着実に推し進めてまいりました。

当連結会計年度の連結業績は、主要事業である旅客自動車運送事業部門において、2022年11月に実施しましたタクシー運賃の値上げが滞りなく受け入れられたことや乗務員不足の解消が進み車両稼働率が向上したことなどから、売上高は19,042百万円（前年同期比3.6%増）となりましたが、売上増加に連動した乗務員人件費の増加や高止まりしている採用活動経費などにより、営業損失は21百万円（前年同期は営業損失358百万円）、経常損失は4百万円（前年同期は経常損失332百万円）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益や十全交通株式会社（現 大和自動車交通府中株式会社）の取得にかかる負ののれん発生益を特別利益に計上したことなどから、132百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失453百万円）となりました。

なお、従来、資産に係る控除対象外消費税等は、発生した連結会計年度の期間費用として販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、当連結会計年度の期首より、個々の資産の取得原価に算入する方法に変更したため、当会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値で比較分析を行っております。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

旅客自動車運送事業部門

タクシー部門では、新型コロナウイルス感染症からの脱却が進みお客様における社会経済活動の正常化が進んだこと、2022年11月に行った運賃の値上げが定着したこと等により、売上高は11,083百万円（前年同期比4.9%増）となりました。また、当社グループの営業効率の改善と東京23区西部の営業体制強化のため、大和自動車王子株式会社の事業を東京都北区の同一拠点にて事業活動を行っている大和自動車交通羽田株式会社に譲渡して新たに大和自動車交通王子株式会社とするとともに、譲渡元である大和自動車王子株式会社は大和自動車交通吉祥寺株式会社に商号変更したうえで東京都三鷹市に拠点を移動しました。新拠点は多様化するライフスタイルに合わせた働き方改革を進めるため、週末休業という新しい形態を採用し多様な人材による多様な働き方のモデルケースの営業拠点として乗務員を募集し、事業を開始しております。また、2024年12月には東京都府中市の十全交通株式会社（現 大和自動車交通府中株式会社）の全株式を取得し連結子会社化しました。

グループ全体としても日本型ライドシェア制度の発端ともなったタクシー不足への対応と当社グループが保有する車両の稼働率の向上による収益の向上を目指し、乗務員の採用活動に注力しております。お客様と接するフロントエンドであるタクシー車両については、飛沫感染防止ボード、低濃度オゾン発生器、空気清浄モニターの設置、車内除菌作業等による「ニューノーマルタクシー」化をこれまで通り進め、お客様に安心・安全・快適な車内空間の提供を心掛けております。また、車窓モビリティサイネージサービス「Canvas」に対応したタクシーの運行やラッピングタクシー等により車両広告の拡販及びビジネスの推進を行っております。

昨今の業界の課題である日本型ライドシェアについても、タクシーアプリ「S.RIDE®」を用いたタクシー事業者による自家用車活用事業（ライドシェア）を4月より運用開始しております。こうした活動を通じてお客様のニーズに合うサービスの提供をより一層心掛け、誰からも選ばれるタクシーを目指してまいります。

ハイヤー部門では、2023年5月の新型コロナウイルス感染症5類移行ののち、企業を始めとするお客様の移動にかかる需要が定着しつつあることから、ハイヤーだけではなく福祉輸送部門においても安定した収益確保が可能な環境が整いつつあり、ハイヤー部門全体での売上高は2,831百万円（前年同期比3.6%増）となりました。一方で永年勤続乗務員への退職金や新規入社乗務員の研修費の増加、燃料単価上昇による経費増加等もあり厳しい経営状況が続いていますが、利益は黒字を着実に確保しております。こうした状況の中で、乗務員教育を一層充実させハイヤー乗務員としてのレベルの維持向上に努めるとともに、SDGs達成に向けてエコドライブの推進・実施による燃料消費量・温室効果ガス削減に取り組んでおります。

以上の結果、タクシー部門とハイヤー部門等の旅客自動車運送事業売上高は13,914百万円（前年同期比4.6%増）、営業損失は38百万円（前年同期は営業損失208百万円）となりました。旅客自動車運送事業の最重要課題である乗務員確保、高齢化社会の到来に伴い多様化する生活サポート・福祉関連ニーズの高まりに応えるため、大和グループの総力を挙げ、「安心・安全・おもてなし」の更なる向上に努めてまいります。

不動産事業部門

不動産事業部門では、前連結会計年度に新たに取得した京都府京都市下京区の居住用賃貸収益物件などを柱として収益力の向上を進めております。これまで同様テナントの要望に沿った施設の改善に努めるとともに、大手仲介不動産会社や各物件所在地元不動産会社と継続して積極的な情報交換を実施し、事業収益の増強に取り組んでおります。

以上の結果、不動産事業の売上高は1,059百万円（前年同期比7.1%増）、営業利益は582百万円（前年同期比8.2%増）となりました。

販売事業部門

自動車燃料販売部門では、新規得意先開拓等の顧客営業を強化、仕入コストの見直しや、代替商材の販売を行うことで営業利益の確保に努めてまいりました。しかしながら、依然として続く原油価格の上昇や自動車燃料の需要が減少する等、厳しい状況が続いております。

金属製品製造販売部門では、原材料価格の高騰を受け鋼材仕入価格が増加しております。また、新規住宅着工の減少に加えて防犯上の観点から主力商品の集合住宅用標準外階段が減少傾向にあることから、高利益率の見込める特注階段等の受注生産を積極的に展開し安定的な収益基盤の確立と営業利益を確保しつつ、新たな販路開拓を進めております。

以上の結果、販売事業の売上高は2,037百万円（前年同期比1.8%減）、営業利益は119百万円（前年同期は営業損失26百万円）となりました。

サービス・メンテナンス事業部門

サービス・メンテナンス事業部門では、ゴルフ場クラブハウスの清掃・設備管理をメインとした総合管理業務及び商業施設並びにホテルなどの清掃業務を主要事業としており、顧客との年間契約に基づき、ゲストの皆様にご満足いただけるための安全で清潔な最適環境作りを提供しております。従来からの取引先とは一部契約の縮小がありましたが、新規顧客開拓の営業活動により、利益確保に努めております。

以上の結果、サービス・メンテナンス事業の売上高は2,030百万円（前年同期比1.0%増）、営業利益は29百万円（前年同期は営業損失13百万円）となりました。

(2) 財政状態

資産

当連結会計年度末の総資産は30,031百万円となり、前連結会計年度末に比べ165百万円の減少となりました。これは現金及び預金が707百万円減少する等の結果、流動資産が486百万円減少した一方、物件の購入等により、土地が233百万円増加する等、固定資産が321百万円増加したこと等によるものであります。

負債

負債は20,769百万円となり、前連結会計年度末に比べ187百万円の減少となりました。これは短期借入金が4,602百万円増加したこと等から、流動負債が4,731百万円増加し、長期借入金が5,015百万円減少したこと等から、固定負債が4,918百万円減少したこと等によるものであります。

純資産

純資産は9,262百万円となり、前連結会計年度末に比べ21百万円増加となりました。これはその他有価証券評価差額金が94百万円減少した一方、利益剰余金が74百万円、自己株式が61百万円増加したこと等によるものであります。

以上の結果、自己資本比率は前連結会計年度末の30.4%から30.7%に増加しております。

(3) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度に比べ297百万円減少し、4,206百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における営業活動による資金の収入は549百万円（前連結会計年度は684百万円の収入）となりました。これは主に、減価償却費844百万円、税金等調整前当期純利益287百万円を計上したこと等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における投資活動による資金の収入は39百万円（前連結会計年度は3,258百万円の支出）となりました。これは主に、固定資産の取得による支出655百万円を計上した一方で、定期預金の払戻による収入552百万円、投資有価証券売却による収入242百万円があったこと等によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における財務活動による資金の支出は886百万円（前連結会計年度は830百万円の収入）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出1,491百万円があったこと等によるものであります。

重要な資本的支出の予定につきましては、「第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」をご参照ください。

(4) 経営者の問題認識と今後の方針

当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の影響は解消されてきたとはいえ、依然として当社グループの課題である乗務員不足と人件費や物価高騰によるコスト上昇圧力等があり、当社グループの経営環境にとって厳しさが続くと考えております。

このような先行き不透明な状況のもと、中長期的にはインバウンド需要の回復などのプラス要素も見込まれるものの、テレワークの浸透、飲食に対する考え方の変化等、お客様の新たな生活様式が定着しつつあることから、コロナ禍以前の移動サービスの利用状況には戻らないことを前提に、三か年の中期経営計画「中期経営計画2027」を策定いたしました。策定にあたり、With/Afterコロナの生活様式を含めた将来の社会/産業の変化が当社グループにどのような影響を与え、当社グループはどうあるべきかを明確にすべきという観点から、長期ビジョンを設定した上で、三か年の基本方針と取り組み内容を検討いたしました。

長期ビジョンは「ビジョン2030」として、「人・地域社会・モビリティの『新しい調和』をつくる先進企業グループへ」をスローガンに、下記の3つを当社グループの目指す姿としております。

デジタルを活用した移動関連サービスの提供と周辺事業への展開等による事業領域の拡張

利用シーンの変化に合った新サービスの導入や多様な収益モデルに対応したビジネスモデルの多様化

組織・人材の活性化、多様な人材が活躍できる環境整備、新しいことに挑戦する風土の醸成

2025年度からの三か年の基本方針は「中期経営計画2027」として、下記テーマに取り組んでまいります。

事業の収益性向上

経営基盤のアップデート

持続的な地域社会の交通インフラ維持への貢献の継続

同時に、以下の数値目標を設定しております。

連結営業利益10億円

ROE 7%

1株当たり配当金年間8円を下限として、2027年度・配当性向30%を目標とする

目標達成へ向け、当社グループ一丸となって邁進してまいります。

(5) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。

この連結財務諸表の作成にあたり、資産・負債及び収益・費用の報告数値及び開示に影響を与える見積りや判断を行う必要がございます。これらの見積り及び判断を過去の実績や状況に応じ合理的に行っておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針及び見積りは、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載しております。

(6) 生産、受注及び販売の状況

当社グループの生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であり、また受注生産形態をとらない事業も多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため生産、受注及び販売の状況については、「(1) 経営成績」におけるセグメントの業績に関連付けて示しております。

5 【重要な契約等】

当社及び連結子会社で認識した重要な契約について、当連結会計年度に締結した重要な契約はありません。

なお、令和6年4月1日施行の「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（令和5年12月22日 令和5年内閣府令第81号）第3条第4項の経過措置により、この府令に規定された記載すべき事項のうち、府令の施行前に締結された契約に係るものについては、記載を省略しております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社及び連結子会社では、全社一体となって諸施設の合理的な活用を行うことを基本としており、当連結会計年度においては車両代替等で1,140百万円の設備投資を行いました。

セグメントごとについて示すと、旅客自動車運送事業においては主に車両代替を中心に509百万円、不動産事業においては東京都北区の賃貸施設工事を中心に181百万円、販売事業においては連結子会社の大和工機株式会社で機械器具の取得を中心に164百万円、サービス・メンテナンス事業においては連結子会社の株式会社トータルメンテナンスジャパンで什器備品の取得を中心に3百万円、全社（共通）では電算機用品の取得・更新を中心に46百万円の設備投資を行っております。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額						従業員数 (名)	
			車両 (百万円)	建物及び 構築物 (百万円)	機械及び 什器備品 (百万円)	土地 (百万円)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
大和自動車交通江東 他各営業所 (東京都江東区、 立川市他)	旅客自動車 運送事業	その他 設備	-	114	13	449 (1,117.2)	0	-	578	15 (2)
王子ビル他 各賃貸施設 (東京都中央区、 江東区、板橋区、 北区、京都府京都市 下京区他)	不動産事業	その他 設備	-	5,380	48	10,858 (25,832.5)	0	0	16,287	3 (1)
本社 (東京都江東区)	全社（共通）	その他 設備	5	151	17	407 (190.1)	19	79	680	80 (8)

(注) 1 上記中のうち「その他」は、無形固定資産及び建設仮勘定の合計であります。

2 上記中、土地欄の()内は面積(㎡)であります。

3 帳簿価額は、未実現利益控除前の金額であります。

4 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

(2) 国内子会社

2025年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額						従業員数 (名)	
				車両 (百万円)	建物及び 構築物 (百万円)	機械及び 什器備品 (百万円)	土地 (百万円)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
大和自動車交通王子(株)	本社営業所 (東京都北区)	旅客自動車 運送事業	その他 設備	85	2	2	-	151	108	349	305 (8)
大和自動車交通江東(株)	本社営業所 (東京都江東区)	旅客自動車 運送事業	その他 設備	118	-	1	-	290	0	410	518 (4)
大和自動車(株)	本社営業所 (東京都江東区)	旅客自動車 運送事業	その他 設備	97	0	1	-	136	0	235	326 (7)
大和自動車交通吉祥寺(株)	本社営業所 (東京都三鷹市)	旅客自動車 運送事業	その他 設備	2	-	5	-	56	3	68	57 (-)
大和自動車交通立川(株)	本社営業所 (東京都立川市)	旅客自動車 運送事業	その他 設備	9	-	0	-	48	0	59	103 (7)
大和交通保谷(株)	本社営業所 (東京都西東京市)	旅客自動車 運送事業	その他 設備	0	0	1	-	33	3	38	79 (-)
大和自動車交通北千住(株)	本社営業所 (東京都足立区)	旅客自動車 運送事業	その他 設備	0	0	1	358 (1,322.3)	11	1	374	112 (4)
大和自動車交通ハイヤー(株)	各営業所 (東京都中央区、千代田区)	旅客自動車 運送事業	その他 設備	45	20	1	-	142	4	214	307 (57)
(株)スリーディ	本社営業所 (東京都中央区)	不動産事業	その他 設備	0	29	0	19 (761.3)	-	-	49	33 (-)
大和物産(株)	清澄スタンド 他各事業所 (東京都江東区、世田谷区、大田区)	販売事業	その他 設備	0	432	16	1,860 (4,341.2)	-	8	2,326	31 (-)
日本自動車メーター(株)	本社営業所他 各営業所 (東京都江東区、新宿区、府中市、千葉県浦安市)	販売事業	その他 設備	0	26	23	680 (1,830.3)	-	0	730	7 (-)
大和工機(株)	本社営業所 (山梨県笛吹市)	販売事業	その他 設備	5	95	46	450 (9,813.7)	158	1	757	71 (-)
(株)トータルメンテナンスジャパン	本社営業所 (東京都江東区)	サービス・ メンテナンス事業	その他 設備	0	1	2	-	3	5	12	24 (538)
十全交通(株)	本社営業所 (東京都府中市)	旅客自動車 運送事業	その他 設備	3	0	3	-	0	0	7	87 (3)

(注) 1 上記中のうち「その他」は、無形固定資産及び建設仮勘定の合計であります。

2 上記中、土地欄の()内は面積(m²)であります。

3 帳簿価額は、未実現利益控除前の金額であります。

4 日本自動車メーター(株)の土地には、全面時価評価法による評価差額が含まれております。

5 2025年4月1日付で、十全交通(株)は大和自動車交通府中(株)に商号変更いたしました。

6 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

7 上記の他、連結会社以外からの主要な賃借設備の内容は、下記のとおりであります。

会社名	セグメント の名称	資産の 種類	台数	リース期間	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
大和自動車交通 ハイヤー(株)他	旅客自動車 運送事業	車両他	209	1～2年間	35	15

3【設備の新設、除却等の計画】

当社及び連結子会社の設備投資は賃貸ビル等の取得及び改修工事を中心に計画しております。なお、設備計画は原則的に連結子会社が個別に策定しておりますが、提出会社を中心に調整を図っております。

(1) 重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	セグメント の 名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額	既支払額		着手	完了
				(百万円)	(百万円)			
大和自動車交通(株) DaiwaGraceMaison亀戸	東京都 江東区	不動産事業	その他の 設備	723	6	自己資金 及び借入 金	2025年 5月	2026年 3月
大和物産(株) DaiwaGraceMaison二子 玉川	東京都 世田谷区	販売事業	その他の 設備	745	7	自己資金 及び借入 金	2025年 4月	2026年 3月

(注)投資予定額には、既存固定資産の解体費用、撤去費用は含まれておりません。

(2) 重要な改修

会社名 事業所名	所在地	セグメント の 名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額	既支払額		着手	完了
				(百万円)	(百万円)			
大和自動車交通ハイ ヤー(株) 銀座営業所他	東京都 中央区 他	旅客自動車 運送事業	その他の 設備	85	-	自己資金	2025年 4月	2026年 3月
大和自動車交通(株) DaiwaTerrace浦安他 各賃貸施設	千葉県 浦安市 他	不動産事業	その他の 設備	261	-	自己資金	2025年 4月	2026年 3月

(注)投資予定額には、既存固定資産の解体費用、撤去費用は含まれておりません。

(3) 重要な設備の除却等

該当事項はございません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年6月26日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,250,000	5,250,000	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数：100株 完全議決権株式であ り、権利内容に何ら限 定の無い当社における 標準となる株式
計	5,250,000	5,250,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年10月1日 (注)	5,250,000	5,250,000	-	525	-	2

(注) 株式併合(2:1)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	9	18	27	13	3	1,296	1,366	-
所有株式数(単元)	-	10,606	471	8,505	333	2	32,498	52,415	8,500
所有株式数の割合(%)	-	20.23	0.90	16.23	0.64	0.00	62.00	100	-

(注) 自己株式721,037株は、「個人その他」に7,210単元、「単元未満株式の状況」に37株含まれております。なお、株主名簿等記載上の株式数と2025年3月31日現在の実質所有株式数とは同一であります。

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
新倉 文明	東京都杉並区	423	9.36
東都自動車株式会社	東京都豊島区西池袋5-13-13	379	8.38
太陽生命保険株式会社	東京都中央区日本橋2-7-1	375	8.28
吉田 満	東京都中野区	266	5.87
第一生命保険株式会社	東京都中央区晴海1-8-12 (常代)株式会社日本カストディ銀行	261	5.76
宮園自動車株式会社	東京都中野区中野1-50-5	195	4.31
大和自動車交通社員持株会	東京都江東区猿江2-16-31	161	3.57
安田 一	大阪府枚方市	150	3.31
新倉 眞由美	東京都杉並区	140	3.10
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	130	2.87
計	-	2,482	54.82

(注) 1. 上記のほか、当社所有の自己株式(721千株)があります。

2. 役員報酬BIP信託が保有する当社株式(75千株)は、上記1.の自己株式には含まれておりません。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 721,000	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,520,500	45,205	同上
単元未満株式	普通株式 8,500	-	同上
発行済株式総数	5,250,000	-	-
総株主の議決権	-	45,205	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式75,603株(議決権の数756個)が含まれております。

【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 大和自動車交通株式会社	東京都江東区猿江 2 - 16 - 31	721,000	-	721,000	13.73
計	-	721,000	-	721,000	13.73

(注) 役員報酬B I P信託が保有する当社株式75千株は、上記自己保有株式数には含まれておりません。
なお、当該株式数は「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれております。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

1 . 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の概要

当社は、2016年6月29日開催の第109回定時株主総会において、当社取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）へのインセンティブプランとして、2016年度から業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。本制度は取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的とした報酬制度であります。

具体的には、役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託（以下「B I P信託」という。）と称される仕組みを採用し、あらかじめB I P信託により取得した当社株式を各事業年度の業績目標の達成度等に応じて当社取締役に交付します。

受益者要件を充足した取締役は、当該取締役の退任時に当社株式の交付を受けるものとします。なお、取締役が在任中に死亡した場合、当該取締役の相続人が受けるものとします。

なお、2025年5月14日開催の取締役会において、信託期間を2028年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度に延長しております。

（ B I P 信託契約の内容 ）

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	取締役に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	取締役のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	2016年8月22日
信託の期間	2016年8月22日～2028年8月31日 2025年8月の信託契約の変更により、2028年8月31日まで延長予定。
制度開始日	2016年8月22日
議決権行使	行使しないものとします。
取得株式の種類	当社普通株式
信託金の上限額	200百万円（信託報酬及び信託費用を含む。）
帰属権利者	当社
残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

（ 信託・株式関連事務の内容 ）

信託関連事務	三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行います。
株式関連事務	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行います。

2 . 取締役が取得する予定の株式の上限総数

上限330,000株

3 . 本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

取締役のうち受益者要件を充足する者

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号による普通株式の取得及び会社法第155条第13号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2024年11月13日)での決議状況 (取得期間 2024年12月2日~2025年11月28日)	200,000	100,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	47,900	37,483,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	152,100	62,517,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	76.0	62.5
当期間における取得自己株式	13,000	10,902,200
提出日現在の未行使割合(%)	69.5	51.6

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの取得株式は含まれておりません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第13号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	4,610	-
当期間における取得自己株式	1,000	-

(注) 1. 当社の社員に対して譲渡制限付株式報酬として割り当てた普通株式の一部を無償取得したものです。
2. 当期間における保有自己株式には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び譲渡制限付株式の無償取得による株式数は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分)	78,650	58,594,250	-	-
保有自己株式数	721,037	-	735,037	-

(注) 1. 当期間における保有自己株式には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び譲渡制限付株式の無償取得による株式数は含まれておりません。
2. 役員報酬BIP信託が保有する当社株式75,603株は、上記保有自己株式数には含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対し安定的かつ継続的な利益還元を行うことを基本としており、企業体質の改善、経営基盤の強化をはかりながら業績に裏づけられた成果の配分を実施したいと考えております。従って利益配分の基本方針として配当は業績に応じて決定することを原則といたしております。

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議をもって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、中間配当金4円、期末配当金4円としております。また、内部留保資金につきましては、今後の設備投資等の資金需要に備えることといたします。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2024年11月13日 取締役会	18	4.0
2025年6月26日 定時株主総会	18	4.0

2024年11月13日取締役会決議の「配当金の総額」には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

2025年6月26日定時株主総会決議の「配当金の総額」には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みを通じて、継続的な企業価値の向上を果たすことが経営上の重要課題であると認識しております。今後も、効率的な業務執行及び監視体制の構築、コンプライアンスの強化、経営の透明性の確保に向けて、コーポレート・ガバナンスの構築を図り、必要な施策を実施していく所存でございます。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社では、取締役会による戦略指導や経営の監視、監査役会による取締役の監査を中枢に置いたコーポレート・ガバナンスの体制を敷いております。

以下体制の概要について説明いたします。

取締役会

当社の取締役会是有価証券報告書提出日現在 大塚一基、岩崎孝雄、松本敬之、新倉真由美、和田彩輝、石山智久、宮内敏光の7名で構成されており、代表取締役社長 大塚一基を議長とし、経営上の重要事項について迅速な意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行っております。

当社の取締役は11名以内とする旨、及び取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を、定款で定めております。

なお、当社は取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を合計13回開催しており、個々の取締役の出席状況は次の通りであります。

氏名	開催回数	出席回数
大塚 一基	13回	13回
岩崎 孝雄	13回	13回
松本 敬之	13回	12回
新倉真由美	13回	12回
和田 彩輝	10回	10回
田中 明夫	13回	13回
石山 智久	10回	9回
齋藤 康典	3回	3回
田村 泰朗	3回	2回

(注)開催回数が異なるのは、就任時期、退任時期によるものであります。

監査役会

当社の監査役会是有価証券報告書提出日現在 加藤雄二郎、田村吉央、大竹栄の3名で構成されており、監査役加藤雄二郎を議長とし、取締役会への出席等を通じて、適法性の監査を行っております。また、内部監査担当者及び監査法人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。

当社の監査役は5名以内とする旨、及び監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を、定款で定めております。

なお、当社は監査役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

常務会

常務会は、大塚一基、岩崎孝雄、松本敬之の3名で構成されており、業務執行上の重要案件の統制及び監視を行っております。

経営委員会

当社では取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と業務執行機能を明確に区分し経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員からなる経営委員会は毎週一度開催され、管理職が行っている従業員の統制を経営委員会において統制及び監視するとともに、各部門からの報告に基づいて情報を共有し、各事業の進捗状況の確認、業務に関する意思決定、リスクの認識及び対策についての検討を行い、事業活動に反映しております。

指名・報酬諮問委員会

当社では、取締役及び監査役の指名・報酬に係る意思決定のプロセスの透明性・客観性を確保し、取締役会の監督機能を強化するため、取締役会の諮問機関として構成員の半数以上が社外取締役である任意の指名・報酬諮問委員会を設置しております。有価証券報告書提出日現在、代表取締役社長 大塚一基を委員長とし、石山智久（社外取締役）、宮内敏光（社外取締役）の3名で構成されており、取締役及び監査役の選解任、代表取締役及び役付き取締役の選定・解職、後継者計画、取締役及び監査役の報酬決定の方針・手続等の審議・答申を行います。

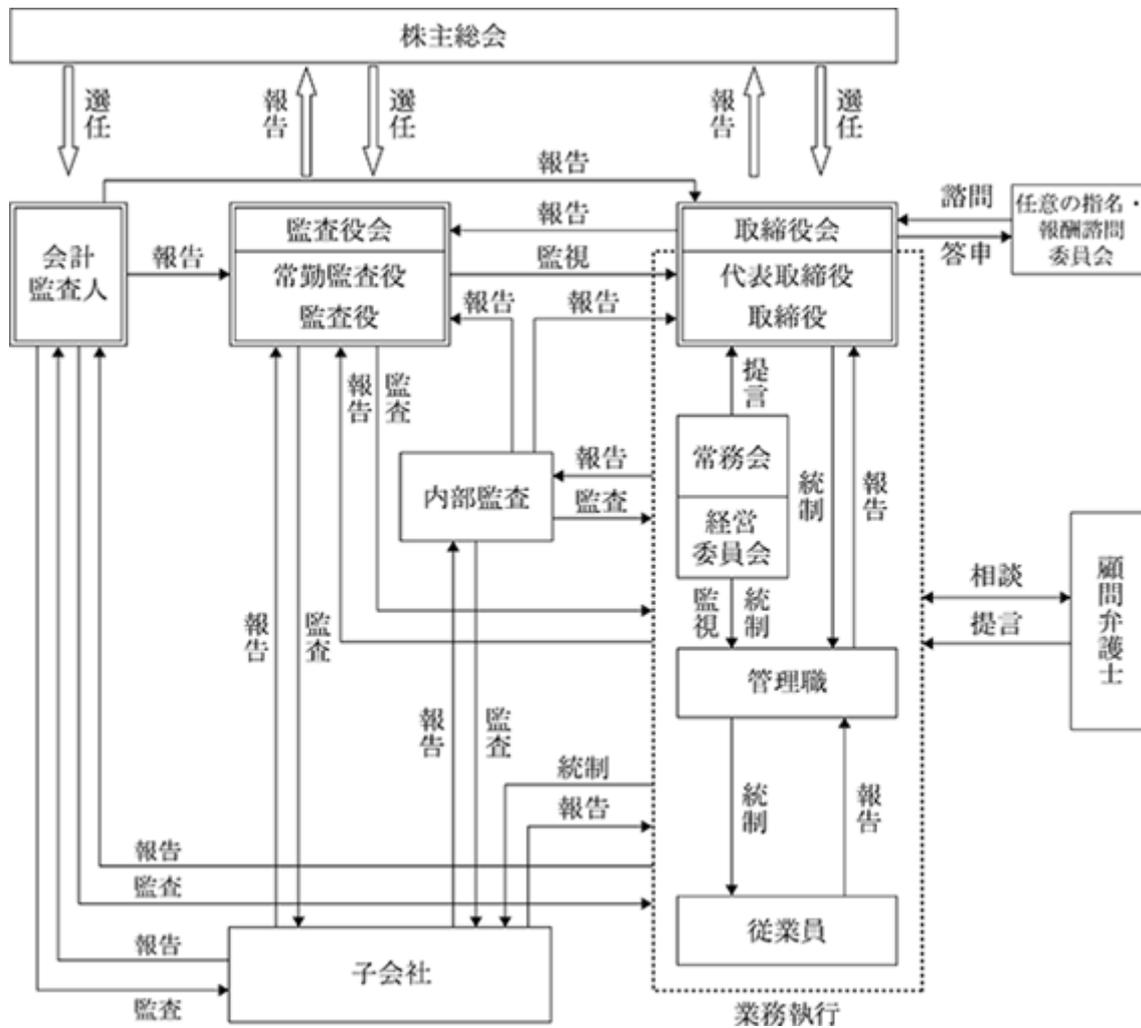
指名・報酬諮問委員会の活動状況

当事業年度において当社は指名・報酬諮問委員会を合計5回開催しており、個々の取締役の出席状況は次の通りであります。

氏名	開催回数	出席回数
大塚 一基	5回	5回
田中 明夫	5回	5回
石山 智久	3回	3回
田村 泰朗	2回	2回

（注）開催回数が異なるのは、就任時期、退任時期によるものであります。

執行役員は7名で、社長 大塚一基、常務執行役員 岩崎孝雄、常務執行役員 松本敬之、常務執行役員 小山哲男、執行役員 下田浩介、執行役員 三宅直哉、執行役員 大村正文で構成されております。



企業統治に関するその他の事項

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・企業行動憲章並びに企業行動基準を制定し、役職員の業務の遂行に係る法令順守体制を整備するとともに、企業倫理の確立を図っております。
- ・法令遵守基本規程を制定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、役職員に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、周知徹底に努め、役職員における法令・定款等の違反行為に対しては、規定に基づき厳正に処分しております。
- ・法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報体制を整備しております。
- ・法令・定款違反等の行為が発見された場合には、取締役会において状況を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応いたします。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、すべての役職員は毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の排除に全社的に努めております。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・文書管理規程に基づき議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係わる情報を適切に作成、保存し、管理しております。
- ・保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて規定された期間とします。
- ・取締役及び監査役は、必要に応じて随時これを閲覧することができます。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理規程を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、迅速かつ適切に対応いたします。
- ・役職員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施します。

取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ・執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図り、その業務執行責任を明確化します。
- ・職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程等を制定し、業務を効率的に遂行します。

当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」、「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」及び「取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制」の記載事項について、グループとしての管理体制を構築、整備及び運用します。
- ・グループ各社は、事業部門ごとに連携し、当社と情報共有を図ります。
- ・内部監査については、当社グループ各社に対して定期的を実施します。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な員数及び求められる資質について、取締役会は監査役と協議の上、適任と認められる人員を配置します。

前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けません。
- ・監査役の職務を補助すべき使用人の任命・人事異動、人事評価及び懲戒等については、監査役会の意見を尊重します。

監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査役が代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場を設けます。
- ・ 内部監査部門は、監査役と定期的に内部監査結果について協議及び意見交換するなどし、情報交換及び緊密な連携を図ります。
- ・ 監査役の職務を補助すべき使用人の業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力します。

取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、著しい損害を及ぼす虞や事実の発生、法令違反等の不正行為や重大な不当行為、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役及び監査役会に報告しております。

子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制

- ・ 子会社の取締役及び使用人は、著しい損害を及ぼす虞や事実の発生、法令違反等の不正行為や重大な不当行為、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、当社の子会社担当部署に報告します。
- ・ 当社の子会社担当部署は、子会社の取締役及び使用人から著しい損害を及ぼす虞や事実の発生、法令違反等の不正行為や重大な不当行為、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに監査役及び監査役会にその内容を報告します。

報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は、報告をした者の人事異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができます。

監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じます。

その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための事項

- ・ 監査役は、社内の重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べるができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保します。
- ・ 監査役は、監査の実施に当たり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができます。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、すべての役職員は毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の排除に全社的に努めております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行を行わない取締役及び監査役が職務を遂行するに当たり、期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。

なお、当社は社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、同法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結しております。

また、当社は会計監査人との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としてあります。

中間配当の決議機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

自己の株式の取得の決定機関

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号口(2)）の一つとして、下記の通り、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入しております。

「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」

・当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

・基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 企業価値向上への取組み

当社グループは、経営の基本方針としては、大和の「和」の精神に基づき、顧客満足（CS）を第一とし、事業の効率化と原価意識を徹底することにより、経営基盤を確立し全従業員の物心両面の幸福を実現するとともに、社会発展に貢献する、としております。

旅客自動車運送事業におきましては、将来のモビリティのサービス化（MaaS）やAIの活用、自動運転分野の更なる発展による事業構造の大きな変化の流れに対応して行くため、2022年度を初年度とする3ヶ年中期経営計画「中期経営計画2024」を着実に推し進めてまいりました。ハイヤー部門及び福祉輸送部門は、2023年5月の新型コロナウイルス感染症5類移行ののち、企業をはじめとするお客様の移動にかかる需要が定着しつつあることから、安定した収益確保が可能な環境が整いつつあります。タクシー部門は、事前確定運賃サービスを兼ね備えた配車アプリ

「S.RIDE®」の提供や、交通系IC等の各種電子マネーによる決済サービスを行い、一人でも多くのお客様の利便性に応えるべく対応を進めてまいりました。また、車窓モビリティサインサービス「Canvas」に対応したタクシーの運行やラッピングタクシー等により車両広告の拡販及びビジネスの推進を行っております。更に、先進車両導入の推進や飛沫感染防止や車内除菌等を徹底しニューノーマルタクシー化をこれまでどおり進め、お客様に安心・安全・快適な車内空間の提供を心掛けております。疲労の見える化による効率的な勤務管理、効果的な運転指導、安全運転サポート機能など運行管理の高度化に取り組むことで、お客様をあずかる乗務員の安全運転のさらなる向上、交通事故の削減を目指してまいります。

不動産事業部門では、京都府京都市下京区の居住用賃貸収益物件などを柱として収益力の向上を進めております。これまで同様、テナントの要望に沿った施設の改善に努めるとともに、大手仲介不動産会社や各物件所在地元不動産会社と継続して積極的な情報交換を実施し、事業収益の増強に取り組んでおります。

販売事業部門では、社内経費の節減に努めるとともに、自動車燃料販売部門におきまして、新規得意先開拓等の顧客営業を強化、仕入れコストの見直しや、代替商材の販売を行うことで営業利益の確保に努めてまいりました。金属製品製造販売部門では、高利益率の見込める特注階段等の受注生産を積極的に展開し安定的な収益基盤の確立と営業利益を確保しつつ、新たな販路開拓を進めております。

サービス・メンテナンス事業では、ゴルフ場クラブハウスの清掃・設備管理をメインとした総合管理業務及び商業施設並びにホテル等のアメニティ管理を含む清掃業務を主要事業としており、顧客との安定的な契約に基づき、ゲストの皆様にご満足いただけるための安全で清潔な最適環境作りを提供しております。

以上の諸施策を実施するとともに、環境に配慮した「グリーン経営」を継続し、「環境にやさしい企業」を目指してさらなる安定した景気変動に影響されない経営管理体制を確立していくことで、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社グループの企業価値ひいては株主共同利益の向上を図ってまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスについて

当社では、取締役会による戦略指導や経営の監視、監査役会による取締役の監査を中枢に置いたコーポレート・ガバナンスの体制を敷いております。

当社では、取締役会を社外取締役2名を含む取締役7名で構成し、取締役会が経営上の重要事項の意思決定を行うとともに取締役の職務執行を監督しております。

取締役会において決定した業務執行を迅速かつ効率的に実行するために、執行役員制度を導入し、毎週一度開催される部長会において稟議書等の事前チェックを行い、取締役会及び監査役会へ報告しております。常務会は、業務執行上の重要案件の統制及び監視を行っております。経営委員会は毎週一度開催され各部門からの報告に基づいて情報を共有し、各事業の進捗状況の確認、業務に関する意思決定、リスクの認識及び対策についての検討を行い、事業活動に反映しております。

監査役は、取締役会へ出席し、業務及び財産の状況の確認を通じて、取締役の職務遂行を監査するとともに、監査役会は内部監査担当者及び監査法人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。

また、取締役及び監査役の指名・報酬に係る意思決定のプロセスの透明性・客観性を確保し、取締役会の監督機能を強化するため、取締役会の諮問機関として構成員の半数以上が社外取締役である任意の指名・報酬諮問委員会を設置しております。取締役及び監査役の選解任、代表取締役及び付託取締役の選定・解職、後継者計画、取締役及び監査役の報酬決定の方針・手続等の審議・答申を行っております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的と概要

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下の通り、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規定（その概要については別紙1をご参照下さい。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、当社は現時点において当社株券等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

2. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続き

対象となる大規模買付行為

本プランは以下の()又は()に該当する当社株券等の買付け又はこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行い、又は行おうとする者(以下、「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

- () 当社が発行者である株券等(注1)保有者(注2)の株券等保有割合(注3)20%以上となる買付け
- () 当社が発行者である株券等(注4)について、公開買付け(注5)に係る株券等の株券等所有割合(注6)及びその特別関係者(注7)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(注)

- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
- 2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。
- 3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。
- 4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下()において同じとします。
- 5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
- 6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
- 7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下、「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

- () 買付者等の概要
 - (イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
 - (ロ) 代表者の役職及び氏名
 - (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
- (二) 大株主又は大口出資者(所有株式又は出資割合上位10名)の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 設立準拠法
- () 買付者等が現に保有する当社の株券等の数、及び、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況
- () 買付者等が提案する大規模買付行為の概要(買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等(注8)その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。)を含みます。)

(注)

- 8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。

本必要情報の提供

上記の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付け等に対する株主の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日（注9）（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記（ ）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付け行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付け行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- () 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注10）、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- () 大規模買付け行為の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付け行為の対価の種類及び金額、大規模買付け行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数及び買付け等を行った後における株券等所有割合、大規模買付け行為の方法の適法性を含みます。）
- () 大規模買付け行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付け行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- () 大規模買付け行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- () 大規模買付け行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- () 買付者等が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売却契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- () 買付者等が大規模買付け行為において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- () 大規模買付け行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- () 大規模買付け行為の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- () 当社の他の株主との間に利益相反が生じる場合には、それを回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付け行為の提案がなされた事実については速やかに開示し、その概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切に開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

（注）

- 9 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日を行います。
- 10 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。

取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の()又は()の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

- () 対価を現金(円価)のみとする当社全株券等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間
- () その他の大規模買付行為の場合には最大90日間

ただし、上記()()いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会の評価検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の()ないし()に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

- () 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、独立委員は、当社大規模買付行為は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

- () 買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型に該当すると判断され、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の内容及びその発動の是非に関し、株主の意思を確認すべき旨を勧告するものとします。

株主意思の確認

独立委員会が、上記()に従い、対抗措置の内容及びその発動の是非に関し、株主の意思を確認すべき旨を当社取締役会に勧告した場合、当社取締役会は、株主意思の確認手続きとして、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会(以下、「株主意思確認総会」といいます。)を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続きを行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。当社取締役会は、株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

取締役会の決議

当社取締役会は、上記 に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、又は に定める株主意思確認総会の決定に従って、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記 の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、() 買付者等が大規模買付行為を中止した場合又は() 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと認められる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

大規模買付行為の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1) に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の無償割当てとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1) に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(1) に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2026年6月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間とします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランを廃止した場合又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止又は変更の事実及び(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

3. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記1.に記載のとおり、当社株券等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付行為がなされた場合に独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合、及び独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置発動の是非について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

また、本プランは、当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2.(1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2.(3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2.(1)に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以上

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 9名 女性 1名 (役員のうち女性の比率10%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長 最高業務 執行責任者	大塚 一基	1960年7月1日生	1984年4月 株式会社太陽神戸銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 2013年5月 当社入社 2013年10月 当社執行役員総合企画部長 2014年4月 当社執行役員営業企画部長 2014年6月 当社取締役就任 2015年6月 当社常務取締役就任 2018年6月 当社専務取締役就任 2021年6月 当社代表取締役社長就任(現)	2024年6月～ 2026年6月	26
常務取締役 常務執行役員 総務部長 兼 採用企画部長	岩崎 孝雄	1963年12月16日生	1986年3月 当社入社 2003年2月 当社日本橋営業所所長 2009年11月 当社大手町ビル営業所所長 2010年7月 当社タクシー課課長 2011年7月 当社タクシー部次長 2014年4月 当社タクシー事業統括部部長 2017年4月 当社執行役員タクシー事業統括部部長 2023年4月 当社執行役員総務部長兼採用企画部長 2023年6月 当社取締役就任 2024年6月 当社常務取締役就任(現)	2025年6月～ 2027年6月	14
常務取締役 常務執行役員 関連事業部長	松本 敬之	1965年10月15日生	1988年4月 株式会社太陽神戸銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 2020年7月 当社入社 2021年8月 当社執行役員関連事業部長 2023年6月 当社取締役就任 2024年6月 当社常務取締役就任(現)	2025年6月～ 2027年6月	13
取締役	新倉 真由美	1955年1月5日生	2005年11月 著述業など(現) 2016年6月 当社取締役就任(現)	2024年6月～ 2026年6月	140
取締役	和田 彩輝	1971年8月20日生	1988年1月 Blue Fountain Systems Ltd.(Sler) London HQ 入社 2000年5月 Global Winds 創業 2001年5月 アスクル株式会社入社 2006年9月 株式会社アスク ドット ジェービー入社 2010年12月 株式会社モーション入社 2024年4月 同社 事業戦略本部 執行役部長(現) 2024年6月 当社取締役就任(現)	2024年6月～ 2026年6月	0
取締役	石山 智久	1964年9月21日生	1988年4月 太陽生命保険相互会社入社 2002年3月 同社 長野支社長 2003年4月 太陽生命保険株式会社 長野支社長 2004年8月 同社 明石支社長 2007年2月 同社 富山支社長 2011年9月 同社 松山支社長 2013年3月 同社 八王子支社長 2015年3月 同社 法人代理店営業部部長 2015年9月 同社 高槻支社長 2017年3月 同社 柏支社長 2018年3月 同社 総務部長 2021年4月 同社 執行役員総務部長 2022年4月 同社 執行役員 2024年4月 同社 常務執行役員 2024年6月 同社 取締役常務執行役員(現) 2024年6月 当社取締役就任(現)	2024年6月～ 2026年6月	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	宮内 敏光	1961年11月25日生	1984年4月 第一生命保険相互会社入社 2004年4月 同社 大阪中央支社長 2006年4月 同社 湘南支社長 2009年4月 同社 熊本支社長 2010年4月 第一生命保険株式会社 熊本支社長 2012年4月 同社 教育部長 2015年4月 同社 東四国支社長 2017年4月 同社 支配人 東四国支社長 2019年4月 同社 執行役員 東四国支社長 2020年4月 同社 執行役員 名古屋総合支社長 2022年4月 株式会社第一生命経済研究所 代表取締役 副社長 2025年6月 当社取締役就任(現)	2025年6月～ 2027年6月	0
監査役 常勤	加藤 雄二郎	1962年10月17日生	1983年4月 当社入社 2004年6月 当社財務課課長 2008年8月 当社経理部長兼内部統制室長 2009年5月 当社執行役員経理部長兼内部統制室長 2015年6月 当社取締役就任 2023年6月 当社監査役就任(現)	2023年6月～ 2027年6月	22
監査役	田村 吉央	1982年7月5日生	2008年12月 第一東京弁護士会 登録 長野・大野・常松法律事務所入所 2012年1月 ソフトバンク株式会社(現ソフトバンクグループ株式会社)入社 2014年1月 ノーサイド法律事務所入所 2016年9月 弁護士法人ノーサイド法律事務所 代表社員(現) 2020年11月 株式会社大戸屋ホールディングス 社外取締役(現) 2021年6月 株式会社大戸屋ホールディングス 監査等委員(現) 2023年6月 当社監査役就任(現)	2023年6月～ 2027年6月	0
監査役	大竹 栄	1961年8月1日生	1985年10月 監査法人第一監査事務所(現EY新日本有限責任監査法人)入所 1998年8月 センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)社員 2007年5月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)代表社員 2010年10月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)沖繩事務所所長 2017年6月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)退職 2017年7月 大竹会計事務所 開業 2019年7月 一般財団法人東京学校支援機構(現公益財団法人東京都教育支援機構) 監事(現) 2020年11月 一般財団法人あんしん財団 理事(現) 2024年6月 当社監査役就任(現)	2024年6月～ 2028年6月	0
計					216

(注) 1 取締役 石山智久氏及び宮内敏光氏は、社外取締役であります。

2 監査役 田村吉央氏及び大竹栄氏は、社外監査役であります。

3 当社では取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と業務執行機能を明確に区分し経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は、7名で次のとおりです。

社長	大塚 一基
常務執行役員	岩崎 孝雄
常務執行役員	松本 敬之
常務執行役員	小山 哲男
執行役員	下田 浩介
執行役員	三宅 直哉
執行役員	大村 正文

社外役員の状況

当社は、石山智久氏及び宮内敏光氏の2名を社外取締役を選任しております。また、田村吉央氏及び大竹栄氏の2名を社外監査役を選任しております。

石山智久氏は、金融業界における豊富な経験及び企業経営に対する高い見識を有しており、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、当社の経営全般に提言をいただけるものと認識しております。同氏は、太陽生命株式会社の取締役常務執行役員を務めておりますが、太陽生命株式会社の当社株式保有比率は8.28%と10%未満であることにより、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断し、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として指定し、届け出ております。

宮内敏光氏は、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。同氏は、当社大株主名簿に記載のある第一生命保険株式会社の出身者ではありますが、既に退任されていること、そして同社の当社株式保有比率は5.76%と10%未満であることにより、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断し、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として指定し、届け出ております。

田村吉央氏は、弁護士として会社法務に関する相当程度の知見を有しており、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、適宜提言をいただけるものと認識しております。同氏は、弁護士法人ノーサイド法律事務所の代表社員及び株式会社大戸屋ホールディングスの社外取締役（監査等委員）を務めておりますが、同事務所及び同社と当社との間に特別な利害関係はありません。なお、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として指定し、届け出ております。

大竹栄氏は、公認会計士の資格を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会、監査役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。同氏は、公益財団法人東京都教育支援機構の監事及び一般財団法人あんしん財団の理事を務めておりますが、両財団法人と当社との間に特別な利害関係はありません。なお、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として指定し、届け出ております。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準を定め、社外役員（その候補者も含む。以下同様）が次の項目いずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1. 当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の出身者（注1）
2. 当社の大株主（議決権ベースで10%以上保有する株主）
3. 次のいずれかに該当する企業等業務執行者
 - (1) 当社グループの主要な取引先（年間取引金額が当社連結売上高の2%を超える販売先又は仕入先）
 - (2) 当社グループの主要な借入先（借入金残高が当事業年度末の連結総資産の2%を超える金融機関）
 - (3) 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社グループから多額（年間1千万円を超える）の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、司法書士、弁理士等の専門家
6. 当社グループから多額（年間1千万円を超える）の寄付を受けている者
7. 社外役員の相互就任関係（注2）となる他の会社の業務執行者
8. 近親者（配偶者及び二親等内の親族）が上記1から7までのいずれか（4項及び5項を除き、重要な者（注3）に限る）に該当する者
9. 過去5年間において、上記2から8までのいずれかに該当していたもの
10. 前各項の定めに関わらず、その他当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者
 - (注1) 現に所属している業務執行取締役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人（本基準において「業務執行者」と総称する）及び過去一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。なお、社外監査役においては、非業務執行取締役を含める。
 - (注2) 当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。
 - (注3) 取締役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準ずる権限を有する業務執行者をいう。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

内部監査・内部統制の状況については、取締役会、監査役会及び内部監査担当者から適宜報告及び意見交換がなされており、また会計監査については会計監査人から報告を受けており、各監査との相互連携、関係維持を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会は有価証券報告書提出日現在 加藤雄二郎、田村吉央、大竹栄の3名で構成されており、監査役加藤雄二郎を議長とし、取締役会への出席等を通じて、適法性の監査を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、それぞれの視点からの監査状況の把握を実施するとともに、コンプライアンスやリスク管理を含む内部統制システムの構築及び運用の監査を行い、内部監査の有効性・効率性を高めております。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めています。また、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査しております。

当事業年度において当社は監査役会を14回開催しており、加藤雄二郎、田村吉央は14回中14回、大竹栄は監査役就任後に開催された10回中10回の監査役会に出席し、監査の方針、業務の分担等に従い、営業報告の聴取、本社及び主要な事業所における業務及び財産状況の調査並びに子会社からの営業報告の聴取を実施いたしました。

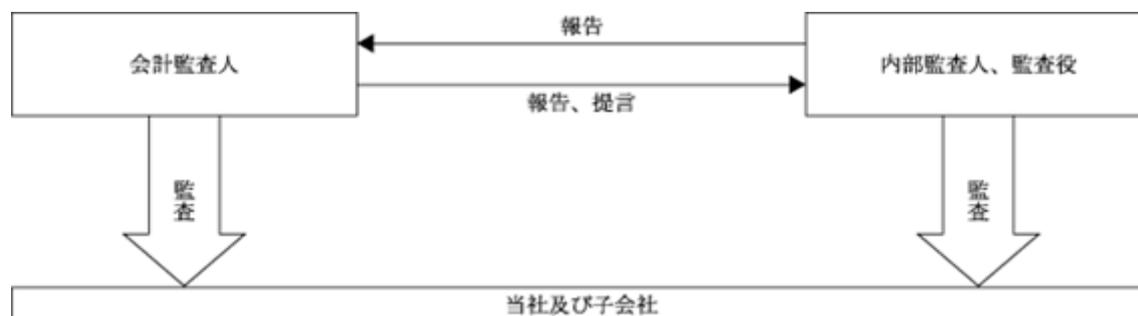
なお、会計監査人から監査役会に対して、年1度監査計画の説明と意見交換が行われており、また半期毎に監査結果の報告とそれに対する質疑の機会が設けられております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、代表取締役社長に指名された内部監査担当者（内部統制室1名）が行っております。内部監査は、内部監査規程に従い取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し業務及び財産の状況を調査しております。

また、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得及び処分等に関しては上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査しております。

これらの内部監査の結果については、代表取締役社長のみならず、取締役会にも報告しております。また、会計監査人及び監査役と定期的に監査計画、監査結果の情報を交換するなど連携を密にし、監査体制の強化に努めております。



会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

継続監査期間56年間

なお、1968年以前の調査が著しく困難なため、継続監査期間は上記年数を超えている可能性があります。

c. 業務を執行した公認会計士

板谷秀穂

吉岡昌樹

継続監査期間については、全員7会計期間以内であるため記載を省略しております。

d . 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4 名、会計士試験合格者等 3 名、その他 7 名

e . 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、下記の「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」及び監査役会が定めた「会計監査人の評価及び選定基準」に従って会計監査人を毎年評価し再任の適否について決定しています。この結果、会計監査人として、上記監査法人を再任いたしました。

< 会計監査人の解任または不再任の決定の方針 >

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、解任の旨及びその理由を報告いたします。

f . 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、監査法人からの監査計画の説明及び定期的な監査・レビュー報告聴取、監査法人の品質管理体制の説明聴取、監査法人が実施する往査への立会い、経理部門、内部統制部門からの監査法人に関する情報収集を実施し、監査役会が定めた会計監査人の選任手続きに従って会計監査人の独立性、品質管理体制、専門性、監査チーム体制、報酬等について適切性と妥当性を評価しました。これらの年間を通じた評価結果から、会計監査人の再任が適切かどうかを総合的に判断しました。

監査報酬の内容等

a . 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	42	-	45	-
子会社	-	-	-	-
計	42	-	45	-

(注) 1 . 日本公認会計士協会の倫理規則の改正に伴い、前連結会計年度より報酬等の集計範囲等は当該倫理規則と同一のものに変更しております。

b . 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬 (a . を除く)

該当事項はありません。

c . その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d . 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する報酬の額の決定に関して特段の方針等は設けておりませんが、監査内容、監査日数等を勘案して個別に交渉し、監査役会の同意を得て決定しております。

e . 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第 1 項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役会は、社外取締役全員と代表取締役社長で構成する任意の指名・報酬諮問委員会に対して、当社の取締役の報酬等の原案作成を諮問し、同委員会から答申された内容を踏まえ、2025年6月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しております。取締役個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、任意の指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会として、その答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するようにするとともに、株主利益と連動した報酬体系とし、報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等（納税資金としての株価連動型金銭報酬を含む。）及び非金銭報酬等より構成しますが、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬並びに納税資金としての株価連動型金銭報酬により構成しております。

また、監査役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみ支払うこととしております。

b. 報酬の種類別の内容等

固定報酬額につきましては、社員給与の最高額及び役員報酬の社会水準を勘案し、役員の職位ごとに決定しております。

業績連動報酬（金銭報酬）は、取締役に対して支給している賞与であり、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、達成度を客観的に測定できるという理由から、中期経営計画の売上高及び経常利益等を業績指標とし、各事業年度の達成度及び、役位、在任年数、社員への賞与支払等の金額を総合的に勘案して決定しております。

業績連動報酬（役員報酬B I P信託）は、取締役に対して支給している株式報酬であり、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めるため、客観的に評価測定できるという理由から経常利益を業績指標とし、各事業年度の業績目標の達成度及び役位に応じて一定のポイントを付与し、退任時に役員報酬としてポイントの累積値に相当する当社普通株式を交付しております。

株価連動型金銭報酬は、業績連動型株式報酬制度及び譲渡制限付株式報酬制度の株式報酬制度としての運用性を高め、株式価値増大への貢献意欲を促進させることを目的として、各株式報酬制度の経済的利益が実現した際の源泉徴収税額の一部に充てるための金銭を支給するものです。四半期毎に、業績連動型株式報酬制度における費用計上額及び譲渡制限付株式報酬制度における交付株式の株価を踏まえた金銭ポイント（1ポイントが1円に相当する。）を付与し、各制度における経済的利益が実現する日以降に、累積された金銭ポイントに相当する金銭を支給します。

非金銭報酬等は、取締役に対して支給している譲渡制限付株式報酬であり、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主と一層の価値共有を進めることを目的としております。譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を定時株主総会終了後に報酬として支給し、当社を取り巻く経営環境及び役位に応じて総合的に算出する金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式の発行又は処分を受けます。譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付の日から当社の取締役その他取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。

取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第108期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。なお、当該決議時の取締役は8名（うち社外取締役は1名）です。

監査役の報酬限度額は、1995年6月29日開催の第88期定時株主総会において年額21.6百万円以内と決議いただいております。なお、当該決議時の監査役は3名（うち社外監査役は1名）です。

取締役の業績連動型株式報酬（役員報酬B I P信託）は、2016年6月29日開催の第109期定時株主総会において3事業年度を対象として合計200百万円以内（取締役に付与される1年あたりのポイントの総数の上限は110,000ポイント（2017年10月1日を効力発生日とする株式併合により、1ポイントあたり0.5株となるように調整しております。））と決議いただいております。なお、当該決議時の取締役は9名（うち社外取締役は2名）です。

取締役の譲渡制限付株式報酬は、2025年6月26日開催の第118期定時株主総会において年額100百万円以内（うち社外取締役分は年10百万円以内）、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年間30千株以内（うち社外取締役分は年間3千株以内）と決議いただいております。なお、当該決議時の取締役は5名（うち社外取締役は2名）です。

株価連動型金銭報酬制度は、2025年6月26日開催の第118期定時株主総会において、不確定額の報酬のうち最も高額となる計算式を決議し、その枠内での運用を取締役に委任しております。株価連動型金銭報酬制度においては、1ポイントが1円となるポイントを制度の対象となる取締役（社外取締役を含む。）に四半期毎に付与し、譲渡制限付株式報酬制度又は役員報酬B I P信託のそれぞれの制度の経済的利益の実現時に、累積されたポイントに相当する金銭を支給します。株価連動型金銭報酬制度につき、譲渡制限付株式報酬制度の株式交付数又は役員報酬B I P信託に基づいて付与されるポイント数に基づいて付与される金銭ポイントは、概ね以下の計算式に基づいて付与されます（それぞれの計算において、1未満の端数が生じるときはこれを切り捨てる。）。

〔譲渡制限付株式報酬制度〕

$$\frac{1 \text{ 年間に交付される譲渡制限付株式の数} \times 20\%}{4} \times \text{当社の各四半期末日の当社株式終値} \times \text{在任期間比率}$$

〔役員報酬B I P信託〕

$$\text{事業年度の各四半期において役員報酬B I P信託に係る費用として計上した額のうち、対象となる取締役分の額} \times 20\%$$

取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額等については、2020年7月15日開催の取締役会において代表取締役社長に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定をおこなっております。代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責を評価し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであり、独立社外役員も構成員とする任意の指名・報酬諮問委員会の審議を経て決定されることから、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		金銭報酬		非金銭報酬等		
		固定報酬	業績連動報酬		譲渡制限付 株式報酬	
賞与	役員報酬 B I P信託					
取締役 (社外取締役を除く。)	63	41	7	0	14	6
監査役 (社外監査役を除く。)	8	8	-	-	-	2
社外役員	9	9	-	-	-	6

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第108期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1995年6月29日開催の第88期定時株主総会において年額21.6百万円以内と決議いただいております。
4. 取締役の業績連動型株式報酬（役員報酬B I P信託を利用した株式報酬制度）は、2016年6月29日開催の第109期定時株主総会において導入の決議をいただいております。
5. 当社は、2015年6月26日開催の第108期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。
6. 取締役の譲渡制限付株式報酬は、取締役報酬制度の改定前の2020年6月26日開催の第113期定時株主総会において年額50百万円以内、発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年間30千株以内と決議をいただいております。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なものはありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社グループは保有する株式について、主として株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とするものを純投資目的である投資株式に区分し、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

大和物産株式会社における株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である大和物産株式会社については、以下のとおりであります。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

政策保有株式については、年度毎に株式保有先単位で採算状況を精査し、検証結果を踏まえ保有方針の見直しを行いその結果を取締役に報告、保有意義が希薄化し継続して保有する必要がないと判断した株式は順次縮減していく方針であります。なお、具体的な検証方法は以下の通りであります。

- 一. 個別銘柄毎に、取得価額と販売事業での年間売上高を比較し、売上高が取得価額を上回っている銘柄については保有とし、下回っている銘柄については取引先との直接的・間接的な関係性を考慮し、当社の中長期的な企業価値の維持・向上という観点を踏まえた上で、取締役会において継続保有とするか否かを判断いたします。
- 二. 保有株式の時価評価額が1千万円を超える銘柄については、売却した場合に発生する損益状況、売却による資金調達と金融機関から同額の資金調達を行った場合の損益状況、その取引先との直接的・間接的な関係性、等を考慮し、当社の中長期的な企業価値の維持・向上という観点を踏まえた上で、取締役会において継続保有とするか否かを判断いたします。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	10
非上場株式以外の株式	13	331

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	5	8	取引先持株会による定期買付

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	3	60

八．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
㈱三井住友フィナン シャルグループ	36,000	12,000	取引関係維持・強化のため。なお、株式 分割により、株式数が増加してありま す。	無（注3）
	136	106		
住友商事㈱	16,318	48,205	取引関係維持・強化のため。	無
	55	176		
東洋合成工業㈱	5,866	16,782	取引関係維持・強化のため。	無
	31	161		
㈱IHI	2,528	8,404	取引関係維持・強化のため。	無
	26	34		
㈱UACJ	4,733	4,388	取引関係維持・強化のため。なお、取引 先持株会に加入しているため、株式数が増 加しております。	無
	22	19		
住友ゴム工業㈱	8,000	8,000	取引関係維持・強化のため。	無
	15	15		
㈱三菱UFJフィナ ンシャルグループ	6,000	6,000	取引関係維持・強化のため。	無（注3）
	12	9		
㈱日伝	3,933	3,468	取引関係維持・強化のため。なお、取引 先持株会に加入しているため、株式数が増 加しております。	無（注3）
	11	9		
㈱T&Dホールディ ングス	2,770	2,770	取引関係維持・強化のため。	無（注3）
	8	7		
ENEOSホール ディングス㈱	10,700	10,700	取引関係維持・強化のため。	無
	8	7		
㈱みずほフィナン シャルグループ	900	900	取引関係維持・強化のため。	無（注3）
	3	2		
日糧製パン㈱	300	300	取引関係維持・強化のため。	無
	0	0		
第一生命ホールディ ングス㈱	400	100	取引関係維持・強化のため。株式分割に より、株式数が増加しております。	無（注3）
	0	0		

- （注）1．㈱みずほフィナンシャルグループ以下の銘柄は、貸借対照表計上額が提出会社の資本金の100分の1以下でありますが、上位13銘柄に属するため記載しております。
- 2．定量的な保有効果については記載が困難であります。なお保有の合理性についての検証は、イ．にて記載しております。
- 3．保有先企業は当社の株式を保有しておりませんが、同社子会社が当社の株式を保有しております。

みなし保有株

該当事項はありません。

b. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

c. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

d. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

提出会社における株式の保有状況

提出会社については、以下のとおりであります。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

政策保有株式については、年度毎に株式保有先単位で採算状況を精査し、検証結果を踏まえ保有方針の見直しを行いその結果を取締役に報告、保有意義が希薄化し継続して保有する必要がないと判断した株式は順次縮減していく方針であります。なお、具体的な検証方法は以下の通りであります。

- 一. 個別銘柄毎に、取得価額と旅客自動車運送事業での年間売上高を比較し、売上高が取得価額を上回っている銘柄については保有とし、下回っている銘柄については取引先との直接的・間接的な関係性を考慮し、当社の中長期的な企業価値の維持・向上という観点を踏まえた上で、取締役会において継続保有とするか否かを判断いたします。
- 二. 保有株式の時価評価額が1千万円を超える銘柄については、売却した場合に発生する損益状況、売却による資金調達と金融機関から同額の資金調達を行った場合の損益状況、その取引先との直接的・間接的な関係性、等を考慮し、当社の中長期的な企業価値の維持・向上という観点を踏まえた上で、取締役会において継続保有とするか否かを判断いたします。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	12	459
非上場株式以外の株式	6	262

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	30	株式取得
非上場株式以外の株式	2	4	取引先持株会による定期買付

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

ハ．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
第一生命ホールディングス(株)	133,600	33,400	取引関係維持・強化のため。なお、株式分割により、株式数が増加しております。	無（注3）
	151	128		
(株)T & Dホールディングス	27,900	27,900	取引関係維持・強化のため。	無（注3）
	88	72		
ANAホールディングス(株)	6,531	5,234	取引関係維持・強化のため。なお、取引先持株会に加入しているため、株式数が増加しております。	無
	18	16		
明治ホールディングス(株)	1,007	809	取引関係維持・強化のため。なお、取引先持株会に加入しているため、株式数が増加しております。	無
	3	2		
(株)大和証券グループ本社	1,000	1,000	取引関係維持・強化のため。	無（注3）
	0	1		
S C S K(株)	33	33	取引関係維持・強化のため。	無
	0	0		

- （注）1．明治ホールディングス(株)以下は、貸借対照表計上額が提出会社の資本金の100分の1以下ではありますが、上位6銘柄に属するため記載しております。
- 2．定量的な保有効果については記載が困難であります。なお保有の合理性についての検証は、イ．にて記載しております。
- 3．保有先企業は当社の株式を保有しておりませんが、同社子会社が当社の株式を保有しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

b．保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

c．当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

d．当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。)に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に準拠して作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、会計基準等の内容を適切に把握するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また、財務経理部門にて会計基準等の動向を解説した会計専門誌を定期購読するなどし、連結財務諸表等の適正性確保に取り組んでおります。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,872	5,165
信託預金	2,683	2,699
受取手形、売掛金及び契約資産	1,81,669	1,1,729
商品及び製品	89	77
仕掛品	49	36
原材料及び貯蔵品	89	68
前払金	37	97
前払費用	270	288
その他	487	602
貸倒引当金	20	21
流動資産合計	9,229	8,742
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	11,371	11,576
減価償却累計額	4,5,064	4,5,402
建物及び構築物(純額)	2,66,307	2,66,174
機械器具及び什器備品	1,109	1,156
減価償却累計額	4,900	4,977
機械器具及び什器備品(純額)	2,6,208	2,6,179
車両運搬具	641	816
減価償却累計額	4,213	4,440
車両運搬具(純額)	427	376
土地	2,611,296	2,611,529
リース資産	2,771	3,034
減価償却累計額	4,1,922	4,1,990
リース資産(純額)	848	1,044
建設仮勘定	2,6	2,59
有形固定資産合計	19,095	19,363
無形固定資産		
ソフトウェア	7,39	7,32
その他	16	16
無形固定資産合計	55	49
投資その他の資産		
投資有価証券	2,31,259	2,31,114
長期貸付金	98	260
繰延税金資産	74	121
その他	567	536
貸倒引当金	184	157
投資その他の資産合計	1,816	1,875
固定資産合計	20,967	21,288
資産合計	30,196	30,031

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	8,485	507
短期借入金	2,552,31	2,599,833
リース債務	326	321
未払金	20	21
未払法人税等	74	202
未払消費税等	279	392
未払費用	1,129	979
前受金	30	33
賞与引当金	132	143
その他	342	345
流動負債合計	8,050	12,782
固定負債		
長期借入金	2,58,697	2,53,682
リース債務	640	862
長期預り金	457	449
繰延税金負債	1,947	1,845
退職給付に係る負債	826	834
資産除去債務	286	276
株式報酬引当金	42	23
金利スワップ負債	1	-
その他	6	13
固定負債合計	12,905	7,987
負債合計	20,956	20,769
純資産の部		
株主資本		
資本金	525	525
資本剰余金	10	10
利益剰余金	9,156	9,230
自己株式	854	792
株主資本合計	8,838	8,974
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	389	294
繰延ヘッジ損益	1	-
退職給付に係る調整累計額	32	52
その他の包括利益累計額合計	355	241
非支配株主持分	46	46
純資産合計	9,240	9,262
負債純資産合計	30,196	30,031

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)
売上高	1 18,377	1 19,042
売上原価	16,888	17,301
売上総利益	1,489	1,741
販売費及び一般管理費	2 1,848	2 1,762
営業損失()	358	21
営業外収益		
受取利息	2	4
受取配当金	28	27
保険配当金	45	41
受取家賃	22	32
補助金収入	46	65
その他	69	74
営業外収益合計	214	247
営業外費用		
支払利息	146	197
支払手数料	22	16
その他	19	17
営業外費用合計	188	230
経常損失()	332	4
特別利益		
固定資産売却益	3 90	3 91
負ののれん発生益	-	128
投資有価証券売却益	0	182
特別利益合計	90	401
特別損失		
固定資産除却損	4 6	4 40
減損損失	5 58	5 34
支払補償費	-	33
その他	-	1
特別損失合計	65	109
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	307	287
法人税、住民税及び事業税	105	248
法人税等調整額	39	93
法人税等合計	145	155
当期純利益又は当期純損失()	452	132
非支配株主に帰属する当期純利益	0	0
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	453	132

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益又は当期純損失()	452	132
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	167	94
繰延ヘッジ損益	4	1
退職給付に係る調整額	12	20
その他の包括利益合計	158	114
包括利益	293	18
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	294	18
非支配株主に係る包括利益	0	0

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	525	10	9,646	953	9,228
会計方針の変更による累積的影響額			9		9
会計方針の変更を反映した当期首残高	525	10	9,656	953	9,238
当期変動額					
剰余金の配当			35		35
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			453		453
自己株式の取得				-	-
自己株式の処分			10	99	88
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	499	99	400
当期末残高	525	10	9,156	854	8,838

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	221	5	19	196	45	9,471
会計方針の変更による累積的影響額						9
会計方針の変更を反映した当期首残高	221	5	19	196	45	9,481
当期変動額						
剰余金の配当						35
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）						453
自己株式の取得						-
自己株式の処分						88
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	167	4	12	158	0	159
当期変動額合計	167	4	12	158	0	241
当期末残高	389	1	32	355	46	9,240

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	525	10	9,156	854	8,838
会計方針の変更による累積的影響額					
会計方針の変更を反映した当期首残高	525	10	9,156	854	8,838
当期変動額					
剰余金の配当			36		36
親会社株主に帰属する当期純利益			132		132
自己株式の取得				37	37
自己株式の処分			21	99	77
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	74	61	135
当期末残高	525	10	9,230	792	8,974

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	389	1	32	355	46	9,240
会計方針の変更による累積的影響額						-
会計方針の変更を反映した当期首残高	389	1	32	355	46	9,240
当期変動額						
剰余金の配当						36
親会社株主に帰属する当期純利益						132
自己株式の取得						37
自己株式の処分						77
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	94	1	20	114	0	114
当期変動額合計	94	1	20	114	0	21
当期末残高	294	-	52	241	46	9,262

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	307	287
減価償却費	892	844
減損損失	58	34
負ののれん償却額	-	128
貸倒引当金の増減額(は減少)	52	25
賞与引当金の増減額(は減少)	0	6
株式報酬引当金の増減額(は減少)	6	0
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	10	25
受取利息及び受取配当金	30	31
支払利息	146	197
シンジケートローン手数料	1	1
支払手数料	22	16
固定資産除売却損益(は益)	84	50
投資有価証券売却損益(は益)	0	182
売上債権の増減額(は増加)	66	74
棚卸資産の増減額(は増加)	24	46
前払費用の増減額(は増加)	1	15
長期前払費用の増減額(は増加)	62	63
仕入債務の増減額(は減少)	7	22
未払金の増減額(は減少)	101	3
未払消費税等の増減額(は減少)	85	59
未払費用の増減額(は減少)	63	117
長期預り金の増減額(は減少)	2	7
その他	46	86
小計	786	832
利息及び配当金の受取額	30	31
利息の支払額	147	197
シンジケートローン手数料の支払額	1	1
支払手数料の支払額	22	16
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	38	99
営業活動によるキャッシュ・フロー	684	549

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	562	142
定期預金の払戻による収入	50	552
固定資産の取得による支出	2,573	655
固定資産の売却による収入	75	113
固定資産の除却による支出	2	33
長期貸付けによる支出	43	332
長期貸付金の回収による収入	7	145
投資有価証券の取得による支出	221	45
投資有価証券の売却による収入	0	242
信託預金の増減額(は増加)	44	16
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	2 162
その他	55	48
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,258	39
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	300	58
長期借入れによる収入	2,596	1,021
長期借入金の返済による支出	1,507	1,491
自己株式の取得による支出	-	37
リース債務の返済による支出	522	400
配当金の支払額	35	36
財務活動によるキャッシュ・フロー	830	886
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,743	297
現金及び現金同等物の期首残高	6,246	4,503
現金及び現金同等物の期末残高	1 4,503	1 4,206

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 14社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 . 関係会社の状況」に記載しているため、省略して
おります。

(連結の範囲の変更)

当連結会計年度において、十全交通株式会社の株式を追加取得したため、同社を新たに連結の範囲に含めて
おります。

なお、同社は2025年4月1日付で大和自動車交通府中株式会社に商号変更いたしました。

(2) 主要な非連結子会社名

宮園砥油株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持
分に見合う額)等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2 持分法の適用に関する事項

持分法適用非連結子会社及び関連会社数 0社

持分法非適用非連結子会社及び関連会社数 3社 会社名 株式会社東京四社営業委員会、北光タクシー
株式会社、宮園砥油株式会社

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社(宮園砥油株式会社)及び関連会社(株式会社東京四社営業委員
会、北光タクシー株式会社)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に
関していずれも小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響をおよぼしていないので持分法適
用の範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結財務諸表提出会社の決算日に一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

商品及び製品...主として総平均法

仕掛品...先入先出法

原材料及び貯蔵品

燃料・油脂...総平均法

部品・資材・原材料...先入先出法

(4) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

車両運搬具...定額法

建物・その他有形固定資産...定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取
得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

車両運搬具 2年～7年

建物及び構築物 2年～60年

機械器具及び什器備品 2年～20年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間(5年)による定額法によっておりま
す。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する金額を計上しております。

株式報酬引当金

役員報酬BIP信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日付から処理することによっております。

(7) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

借入金の利息

ヘッジ方針

資金調達取引における金利の変動によるリスクに対して金利スワップ取引によりヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

(8) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは旅客自動車運送事業、不動産事業、販売事業及びサービス・メンテナンス事業を行っております。各事業における主な履行義務の内容は、旅客自動車運送事業においてはタクシー及びハイヤーの運行サービスの提供、不動産事業においては賃貸物件における財又はサービスの提供、販売事業においては自動車燃料、工業製品及び金属製品の提供、サービス・メンテナンス事業においては清掃・メンテナンスサービスの提供であり、これらの約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、履行義務が充足されることから、当該履行義務が充足された時点で収益を認識しております。なお、販売事業において、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人・代理人）を判断した結果、他の当事者が主たる責任を負っている等の取引については、代理人として純額で収益を認識しております。各事業の履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により短期間で回収しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

また、不動産事業においては、顧客に当社所有不動産の賃貸を行っております。不動産の賃貸については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき、収益を認識しております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資であります。

(10) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は個々の資産の取得原価に算入しております。

(重要な会計上の見積り)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(旅客自動車運送事業のうちタクシー事業における有形固定資産及び無形固定資産の減損)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

旅客自動車運送事業のうちタクシー事業に帰属する資産グループに属する有形固定資産及び無形固定資産の合計額 4,617百万円

(1)算出方法

当連結会計年度末において、当社グループが所有する旅客自動車運送事業のうちタクシー事業に帰属する資産グループにおいて、営業損益が継続してマイナスとなっていることにより減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否を検討しております。

減損の兆候がある資産又は資産グループについては、そこから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が減損損失判定時点の帳簿価額の合計を下回る場合、減損損失判定時点の帳簿価額の合計と回収可能価額(正味売却可能価額または使用価値のいずれか高い価額)との差額を減損損失として計上することになります。

その結果、当連結会計年度において、当該セグメントに帰属する資産グループに属する有形固定資産及び無形固定資産については、減損損失の認識の判定において、当該資産グループの回収可能価額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。

将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された翌年度以降の事業計画及び不動産、車両等の売却が容易な資産については、正味売却価額を基礎としております。正味売却価額については、不動産については時価、車両等については直近の売却実績を参考にした価額から処分費用見込み額を差し引いた額を見積もっております。

(2)主要な仮定

回収可能価額の算出に用いた主要な仮定は、稼働車両1台当たり売上高及び車両の稼働率並びに不動産、車両等の正味売却価額であります。稼働車両1台当たり売上高及び車両の稼働率については、2022年11月に実施された都内23区内の運賃改定やコロナ5類への移行等の影響がほぼ通期で反映している2025年3月期の実績数値が継続することとして決定しております。また、売却が容易な資産(不動産及び車両)の正味売却価額については、不動産については不動産の鑑定評価額を基礎として、車両については直近の中古車両の売却価額の実績を基礎として決定しており、当該鑑定評価の前提となる各種指標や車両の使用状況を踏まえた売却可能価額の算定が主要な仮定となります。

(3)翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定のうち、稼働台当りの売上高、車両の稼働率の見積りが変動することで将来キャッシュ・フローが減少する場合や不動産鑑定評価額及び車両の正味売却額が低下する場合など回収可能額が変動することにより、翌年度において当該事業に関する資産グループに属する有形固定資産及び無形固定資産に係る減損損失が発生する可能性があります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（旅客自動車運送事業のうちタクシー事業における有形固定資産及び無形固定資産の減損）

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

旅客自動車運送事業のうちタクシー事業に帰属する資産グループに属する有形固定資産及び無形固定資産の合計額 4,774百万円

(1)算出方法

当連結会計年度末において、当社グループが所有する旅客自動車運送事業のうちタクシー事業に帰属する資産グループにおいて、営業損益が継続してマイナスとなっていることにより減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否を検討しております。

減損の兆候がある資産又は資産グループについては、そこから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が減損損失判定時点の帳簿価額の合計を下回る場合、減損損失判定時点の帳簿価額の合計と回収可能価額（正味売却可能価額または使用価値のいずれか高い価額）との差額を減損損失として計上することになります。

その結果、当連結会計年度において、当該セグメントに帰属する資産グループに属する有形固定資産及び無形固定資産については、減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。

将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された翌年度以降の事業計画及び不動産、車両等の売却が容易な資産については、正味売却価額を基礎としております。正味売却価額については、不動産については時価、車両等については直近の売却実績を参考にした価額から処分費用見込み額を差し引いた額を見積もっております。

(2)主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、稼働車両1台当たり売上高及び車両の稼働率並びに不動産、車両等の正味売却価額であります。稼働車両1台当たり売上高及び車両の稼働率については、基本的には、2025年3月期の実績数値が継続することとして決定しております。また、売却が容易な資産（不動産及び車両）の正味売却価額については、不動産については不動産の鑑定評価額を基礎として、車両については直近の中古車両の売却価額の実績を基礎として決定しており、当該鑑定評価の前提となる各種指標や車両の使用状況を踏まえた売却可能価額の算定が主要な仮定となります。

(3)翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定のうち、稼働車両1台当りの売上高、車両の稼働率の見積りが変動することで将来キャッシュ・フローが減少する場合や不動産鑑定評価額及び車両の正味売却額が低下する場合など回収可能額が変動することにより、翌年度において当該事業に関する資産グループに属する有形固定資産及び無形固定資産に係る減損損失が発生する可能性があります。

（会計方針の変更）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

（資産に係る控除対象外消費税等の会計処理の変更）

従来、資産に係る控除対象外消費税等は、発生した連結会計年度の期間費用として販売費及び一般管理費に計上してはいたしましたが、当連結会計年度の期首より、個々の資産の取得原価に算入する方法に変更いたしました。近年の慢性的なタクシー乗務員不足、ライドシェアの解禁等、タクシー業界の厳しい環境下、どのような環境にも耐え得る盤石の経営体質を構築するため、不動産事業、特に居住用賃貸マンション事業を強化する方針であり、居住用賃貸建物を取得する案件が増加することが見込まれます。そのため、不動産事業に注力した当連結会計年度以降において、従来の方法を採用し、取得年度に多額かつ一過性の控除対象外消費税等が費用化されるよりも、資産に係る控除対象外消費税等を個々の資産の取得原価に算入し固定資産の耐用年数にわたって費用配分したほうが、当社グループの経営実態をより適切に表す点においてより合理的であると考えます。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については、遡及適用後の連結財務諸表となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度の連結貸借対照表は、有形固定資産が121百万円増加、固定負債が32百万円増加、利益剰余金が88百万円増加しております。前連結会計年度の連結損益計算書は、売上原価が1百万円増加、販売費及び一般管理費が109百万円減少、法人税等調整額が28百万円増加したことにより、営業損失（ ）、経常損失（ ）、税金等調整前当期純損失（ ）はそれぞれ107百万円減少し、親会社株主に帰属する当期純損失（ ）は79百万円減少しております。

前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書は、税金等調整前当期純損失（ ）は107百万円減少、減価償却費は1百万円増加、固定資産の取得による支出は109百万円増加しております。

(連結貸借対照表関係)

- 1 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
受取手形	42百万円	47百万円
売掛金	1,610百万円	1,666百万円

- 2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
信託預金	683百万円	699百万円
投資有価証券	48百万円	61百万円
建物及び構築物	5,355百万円	5,180百万円
機械器具及び什器備品	19百万円	18百万円
土地	10,288百万円	10,288百万円
建設仮勘定	6百万円	52百万円
計	16,401百万円	16,301百万円

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
短期借入金	4,440百万円	4,498百万円
1年内返済予定の長期借入金	528百万円	5,102百万円
長期借入金	7,797百万円	2,964百万円
計	12,765百万円	12,565百万円

- 3 非連結子会社及び関連会社に係る項目

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
投資有価証券(株式)	99百万円	99百万円

- 4 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

- 5 財務制限条項

当社は、シンジケートローン契約(契約日2019年12月26日、契約変更日2022年3月30日)を締結しており、この契約には次の財務制限条項が付されています。

2020年3月期以降の連結決算において、各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額を、2019年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

2020年3月期末日及び2021年3月期末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2回連続して損失としないこと。2022年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日については、各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益が2回連続して損失となる場合、各事業年度末日における連結損益計算書に記載される当期損益を2回連続して損失としないこと。

なお、明確化のために付言すると、2022年3月期末日においては、2021年3月期末日及び2022年3月期末日における連結損益計算書に記載される経常損益が2回連続して損失となる場合、2021年3月期末日及び2022年3月期末日における連結損益計算書に記載される当期損益を2回連続して損失としないこと。

6 信託ABLに係る主な資産で各々の項目に含まれているもの

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
建物及び構築物	2,103百万円	2,034百万円
機械器具及び什器備品	18百万円	17百万円
土地	3,476百万円	3,476百万円
計	5,598百万円	5,527百万円

(注) 上記の金額は、担保に供している資産に含まれております。また信託預金は除外して記載しておりません。

7 直接減額による圧縮記帳額

国庫補助金により取得価額から控除した額は次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
ソフトウェア	2百万円	2百万円

8 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、前連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
受取手形	0百万円	-百万円
支払手形	6百万円	-百万円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費の主要費目及び金額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
人件費	862百万円	880百万円
(うち、賞与引当金繰入額)	26百万円	30百万円)
(うち、株式報酬引当金繰入額)	6百万円	0百万円)
(うち、退職給付費用)	9百万円	18百万円)
減価償却費	59百万円	61百万円
諸手数料	295百万円	306百万円
貸倒引当金繰入額	60百万円	16百万円

3 固定資産売却益の内容は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
機械器具及び什器備品	-百万円	6百万円
車両運搬具	88百万円	82百万円
土地	1百万円	1百万円
リース資産	0百万円	-百万円
計	90百万円	91百万円

4 固定資産除却損の内容は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物及び構築物	1百万円	0百万円
機械器具及び什器備品	-百万円	0百万円
車両運搬具	2百万円	2百万円
リース資産	2百万円	10百万円
除却費用他	-百万円	27百万円
計	6百万円	40百万円

5 減損損失

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

前連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失(百万円)
賃貸等不動産	建物及び構築物等	東京都江東区	58

当社グループは、管理会計上の区分を基準に概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位にて資産のグルーピングを行っており、遊休資産等については個々にグルーピングしております。

上記の資産グループは、収益性の低下が認められたため、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(58百万円)として特別損失に計上いたしました。

なお、回収可能価額については使用価値により測定しており、使用価値を零として算定しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失(百万円)
ガソリンスタンド	建物及び構築物等	東京都世田谷区	34

当社グループは、管理会計上の区分を基準に概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位にて資産のグルーピングを行っており、遊休資産等については個々にグルーピングしております。

上記の資産グループは、用途変更の意思決定を行ったため、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(34百万円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物21百万円、その他12百万円であります。

なお、回収可能価額については使用価値により測定しており、使用価値を零として算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	248百万円	43百万円
組替調整額	0百万円	182百万円
法人税等及び税効果調整前	248百万円	138百万円
法人税等及び税効果額	81百万円	43百万円
その他有価証券評価差額金	167百万円	94百万円
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	0百万円	0百万円
組替調整額	6百万円	0百万円
法人税等及び税効果調整前	5百万円	1百万円
法人税等及び税効果額	1百万円	0百万円
繰延ヘッジ損益	4百万円	1百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	15百万円	39百万円
組替調整額	5百万円	6百万円
法人税等及び税効果調整前	10百万円	33百万円
法人税等及び税効果額	2百万円	12百万円
退職給付に係る調整額	12百万円	20百万円
その他の包括利益合計	158百万円	114百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	5,250,000	-	-	5,250,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	936,191	5,280	98,871	842,600

(注) 1 自己株式の株式数の増加は、譲渡制限付株式の無償取得5,280株によるものです。

2 自己株式の株式数の減少は、役員報酬B I P信託が保有する当社株式39,821株及び譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分59,050株によるものです。

3 当期末の自己株式の株式数には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式95,423株が含まれております。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	17	4.0	2023年3月31日	2023年6月30日
2023年11月14日 取締役会	普通株式	18	4.0	2023年9月30日	2023年12月5日

(注) 1 2023年6月29日定時株主総会決議の「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

2 2023年11月14日取締役会決議の「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	18	4.0	2024年3月31日	2024年6月28日

(注) 「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれておりません。

当連結会計年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	5,250,000	-	-	5,250,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	842,600	52,510	98,470	796,640

（注）1 自己株式の株式数の増加は、自己株式の取得47,900株及び譲渡制限付株式の無償取得4,610株によるものです。

2 自己株式の株式数の減少は、役員報酬B I P信託が保有する当社株式19,820株及び譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分78,650株によるものです。

3 当期末の自己株式の株式数には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式75,603株が含まれております。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2024年 6月27日 定時株主総会	普通株式	18	4.0	2024年 3月31日	2024年 6月28日
2024年11月13日 取締役会	普通株式	18	4.0	2024年 9月30日	2024年12月 5日

（注）1 2024年 6月27日定時株主総会決議の「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

2 2024年11月13日取締役会決議の「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年 6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	18	4.0	2025年 3月31日	2025年 6月27日

（注）「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれておりません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金勘定	5,872百万円	5,165百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	1,369百万円	959百万円
現金及び現金同等物	4,503百万円	4,206百万円

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

株式の取得により新たに十全交通株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得による収入(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	193百万円
固定資産	13百万円
流動負債	65百万円
固定負債	9百万円
負ののれん発生益	128百万円
株式の取得価額	4百万円
新規連結子会社に対する貸付金	3百万円
現金及び現金同等物	170百万円
差引：取得による収入	162百万円

3 重要な非資金取引

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース

リース資産の内容

有形固定資産

主として、旅客自動車運送事業における車両運搬具とタブレット決済機等の什器備品、販売事業における生産設備(機械器具)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項 (4) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 リース資産」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理の方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

有利子負債のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、社債、長期借入金及びリース債務は主に設備投資に係る資金調達です。一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

また、当社の資金調達に関するシンジケートローン契約には、財務制限条項が付されており、当該条項に抵触し期限の利益喪失請求が行われた場合には、資金繰りの悪化により当社及び当社グループの将来の成長、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	819	819	-
資産計	819	819	-
(2) 長期借入金(注3)	9,488	9,502	13
(3) リース債務(注3)	966	954	11
負債計	10,454	10,457	2
(4) デリバティブ取引(注4)	(1)	(1)	-

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	644	644	-
資産計	644	644	-
(2) 長期借入金(注3)	9,017	9,042	24
(3) リース債務(注3)	1,183	1,146	36
負債計	10,201	10,188	12

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

現金及び預金については現金であること及び、信託預金、受取手形、売掛金及び契約資産、短期借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

資産

(1) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照してください。

負債

(2) 長期借入金及び(3) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされたものは(下記(4)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金及び社債と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(2)参照)。

金利スワップの繰延ヘッジ処理によるものは、契約を締結している取引銀行から提示された価格を使用しております。

(注2) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

(単位: 百万円)

区分	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
非上場株式	440	470

これらについては、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 長期借入金及びリース債務は、1年以内に期限の到来する金額を含めて記載しております。

(注4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注5) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	5,872	-	-	-
信託預金	683	-	-	-
合計	6,556	-	-	-

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	5,165	-	-	-
信託預金	699	-	-	-
合計	5,865	-	-	-

(注6) 借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額は、次のとおりであります。
前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
短期借入金	4,440	-	-	-
長期借入金	791	6,632	1,042	1,022
リース債務	326	593	47	-
合計	5,557	7,225	1,089	1,022

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
短期借入金	4,498	-	-	-
長期借入金	5,335	1,900	764	1,017
リース債務	321	791	70	-
合計	10,155	2,692	835	1,017

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券 株式	819	-	-	819
デリバティブ取引(注) 金利関連	-	(1)	-	(1)

(注) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券 株式	644	-	-	644

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	9,502	-	9,502
リース債務	-	954	-	954

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	9,042	-	9,042
リース債務	-	1,146	-	1,146

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

契約を締結している取引銀行から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2024年3月31日)

その他有価証券で市場価格のない株式等以外のもの

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	819	261	557
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	819	261	557
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	819	261	557

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

当連結会計年度(2025年3月31日)

その他有価証券で市場価格のない株式等以外のもの

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	641	213	427
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	641	213	427
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	3	3	0
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	3	3	0
合計	644	216	427

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2. 連結会計年度中に売却した其他有価証券

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	0	0	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
合計	0	0	-

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	242	182	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
合計	242	182	-

3. 減損処理を行った有価証券

其他有価証券で市場価格のない株式等以外のものうち、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄のうち一定程度の信用状態に満たない等と認められる銘柄については、時価が取得原価まで回復する可能性があるとして認められる場合を除き減損処理を行っております。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、減損処理は行っておりません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

前連結会計年度(2024年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	510	463	(注1) 1
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	403	362	(注2)
合計			914	825	1

(注) 1. 時価の算定方法 契約を締結している取引銀行から提示された価格を使用しております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	362	321	(注)
合計			362	321	-

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。一部の連結子会社は、退職一時金制度及び中小企業退職金共済制度を併用しております。乗務員の給与体系(歩合比率)を変更した場合は、特別退職金を支払うことがあります。

なお、一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度(簡便法を適用した制度を含みます。)

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	806	826
勤務費用	92	78
利息費用	3	3
数理計算上の差異の発生額	15	39
退職給付の支払額	90	113
退職給付債務の期末残高	826	834

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	826	834
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	826	834
退職給付に係る負債	826	834
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	826	834

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	92	78
利息費用	3	3
数理計算上の差異の費用処理額	5	6
確定給付制度に係る退職給付費用	101	88

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。
（百万円）

	前連結会計年度 （自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）	当連結会計年度 （自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）
数理計算上の差異	10	33
合計	10	33

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

（百万円）

	前連結会計年度 （2024年 3月31日）	当連結会計年度 （2025年 3月31日）
未認識数理計算上の差異	39	73
合計	39	73

(7) 年金資産に関する事項

該当事項はありません。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 （自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）	当連結会計年度 （自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）
割引率	0.5%	0.5%
予想昇給率	3.2%	2.9%

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年 3月31日)	当連結会計年度 (2025年 3月31日)
(繰延税金資産)		
退職給付に係る負債	263百万円	278百万円
賞与引当金	43百万円	48百万円
貸倒引当金	39百万円	31百万円
ゴルフ会員権	33百万円	34百万円
未払事業税	7百万円	19百万円
税務上の繰越欠損金 (注)	505百万円	648百万円
固定資産の未実現利益	151百万円	153百万円
資産除去債務	96百万円	97百万円
固定資産減損損失	212百万円	222百万円
その他	152百万円	148百万円
繰延税金資産小計	1,504百万円	1,682百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	470百万円	603百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	657百万円	619百万円
評価性引当額小計	1,127百万円	1,222百万円
繰延税金資産合計	376百万円	459百万円
(繰延税金負債)		
土地再評価差額金	162百万円	166百万円
固定資産圧縮積立金	1,823百万円	1,807百万円
その他有価証券評価差額金	190百万円	147百万円
資産除去債務	22百万円	20百万円
その他	51百万円	42百万円
繰延税金負債合計	2,249百万円	2,183百万円
繰延税金負債純額	1,873百万円	1,724百万円

(注) 1 当連結会計年度において、「会計方針の変更」に記載のとおり会計方針の変更の遡及適用を行っており、前連結会計年度は遡及修正を反映させています。

2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2024年 3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	2	1	7	-	8	484	505百万円
評価性引当額	2	1	7	-	8	450	470 "
繰延税金資産 (b)	-	-	-	-	-	34	34 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金505百万円 (法定実効税率を乗じた額) について、繰延税金資産34百万円を計上しております。当該繰延税金資産34百万円は、大和自動車交通株式会社における税務上の繰越欠損金の残高について認識したものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	1	7	-	9	9	620	648百万円
評価性引当額	1	7	-	9	9	575	603 "
繰延税金資産(b)	-	-	-	-	-	45	45 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金648百万円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産45百万円を計上しております。当該繰延税金資産45百万円は、大和自動車交通株式会社における税務上の繰越欠損金の残高について認識したものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しております。

3 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)	-%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	-%	4.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-%	0.1%
住民税均等割等	-%	1.8%
評価性引当額増減	-%	8.0%
子会社税率差異	-%	4.3%
税率変更による影響	-%	17.6%
負ののれん発生益	-%	13.7%
その他	-%	0.7%
	-%	54.1%

(注) 前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。

4 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（2025年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は53百万円増加し、法人税等調整額()は50百万円、その他有価証券評価差額金は3百万円、退職給付に係る調整累計額()は0百万円、それぞれ減少しております。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 十全交通株式会社

事業の内容 旅客自動車運送事業等

(2) 企業結合を行った主な理由

当社及び当社グループは、旅客自動車運送事業において「安心・安全・おもてなし」の更なる向上を目指し乗務員の採用拡大などを通じて収益力の強化を進めており、その一環として比較的手薄であった東京都西部における当社グループの営業拠点を強化すべく2023年4月より十全交通株式会社(東京都府中市、以後「十全交通」と表記)と業務提携を開始、多摩地区における営業強化を図ってまいりました。

現在当社グループは多摩地区を営業エリアとする大和自動車交通立川株式会社及び大和交通保谷株式会社を有しており、これら拠点と配車、整備等の業務統合や間接部門の集約等を行うことでコスト削減が可能と考えております。また、十全交通株式の取得と同時に、十全交通が親会社である株式会社ミドリより賃借している不動産(本社事務所並びに駐車場)を、当社が株式会社ミドリより取得することとしました。これにより十全交通の運営にかかる資金流出抑制と共に、グループ全体としての資金運用効率向上を図って参ります。

当該株式取得によって得られるシナジー効果を通じて、当社グループの収益力をさらに高めていく予定であります。

(3) 企業結合日

2024年12月2日(みなし取得日 2024年12月31日)

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

十全交通株式会社(2025年4月1日付で大和自動車交通府中株式会社に商号変更)

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年1月1日から2025年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	4百万円
取得原価		4百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

該当事項はありません。

5. 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 発生した負ののれん発生益の金額

負ののれん発生益の金額 128百万円

(2) 発生原因

取得原価が企業結合時の時価純資産額を下回ったため、その差額を負ののれん発生益として計上しておりません。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	193百万円
固定資産	13百万円
資産合計	207百万円

流動負債	65百万円
固定負債	9百万円
負債合計	75百万円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高 386百万円

営業損失（ ） 66百万円

(概算額の算定方法)

企業結合日が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の企業結合日まで(2024年4月1日から2024年12月31日)の被取得企業の売上高及び損益情報を基礎として、影響の概算額を算定しております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループは、旅客自動車運送事業及び燃料小売事業における店舗等事業地、並びに金属製品の製造販売等の事業地について法令及び条例により要求される土壌汚染の除却に関し資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

旅客自動車運送事業及び燃料小売事業における店舗等については、主要建物並びにガソリンスタンドの使用見込み期間を取得から22年から50年と見積り、割引率は2.18%から2.28%を採用しております。また、金属製品の製造販売等の事業地については、使用見込み期間を取得から24年と見積り、割引率0.856%を採用しております。加えて、「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が2021年4月1日より施行されたことに伴い、当社グループの保有する事前調査結果の報告対象となる物件のアスベスト調査を行い、2021年4月1日からの物件使用見込み期間を6年から23年と見積り、割引率は0%から0.544%を採用しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高	296百万円	297百万円
有形固定の取得に伴う増加額	-百万円	6百万円
時の経過による調整額	1百万円	1百万円
資産除去債務履行による減少額	-百万円	11百万円
期末残高	297百万円	295百万円

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のマンション、オフィスビル(土地を含む)及び遊休不動産を有しております。

2024年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は477百万円(賃貸収益1,008百万円、賃貸費用531百万円)であります。なお、賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上しております。

(2) 当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額			期末時価
期首残高	期中増減額	期末残高	
10,625	2,032	12,658	16,554

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 期中増減額のうち、主な増加は不動産取得(2,175百万円)、用途変更(139百万円)によるものであり、主な減少は減価償却(216百万円)、減損損失(58百万円)によるものであります。

(注3) 期末時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算出した金額であります。

(注4) 「会計方針の変更」に記載のとおり、当連結会計年度における会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結貸借対照表及び連結損益計算書に基づいた金額を記載しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のマンション、オフィスビル(土地を含む)及び遊休不動産を有しております。

2025年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は535百万円(賃貸収益1,125百万円、賃貸費用590百万円)であります。なお、賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上しております。

(2) 当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額			期末時価
期首残高	期中増減額	期末残高	
12,658	133	12,524	16,973

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 期中増減額のうち、主な増加は不動産取得(92百万円)によるものであり、主な減少は減価償却(221百万円)によるものであります。

(注3) 期末時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算出した金額であります。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				
	旅客自動車 運送事業	不動産事業	販売事業	サービス・メン テナンス事業	計
ハイヤー	2,734	-	-	-	2,734
タクシー	10,567	-	-	-	10,567
燃料販売及び工業製品	-	-	900	-	900
金属製品	-	-	1,143	-	1,143
清掃・メンテナンス	-	-	-	2,011	2,011
その他	-	19	29	-	49
顧客との契約から生じる 収益	13,301	19	2,074	2,011	17,408
その他の収益(注)	-	969	-	-	969
外部顧客への売上高	13,301	989	2,074	2,011	18,377

(注) その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等であります。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				
	旅客自動車 運送事業	不動産事業	販売事業	サービス・メン テナンス事業	計
ハイヤー	2,831	-	-	-	2,831
タクシー	11,083	-	-	-	11,083
燃料販売及び工業製品	-	-	793	-	793
金属製品	-	-	1,215	-	1,215
清掃・メンテナンス	-	-	-	2,030	2,030
その他	-	21	28	-	49
顧客との契約から生じる 収益	13,914	21	2,037	2,030	18,004
その他の収益(注)	-	1,037	-	-	1,037
外部顧客への売上高	13,914	1,059	2,037	2,030	19,042

(注) その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計方針に関する事項 (8) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の情報を記載しておりますので、注記を省略しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの報告セグメント区分は、各事業セグメントを製品・サービスの内容、性質、製造方法、販売方法等の類似性を勘案して「旅客自動車運送事業」、「不動産事業」、「販売事業」及び「サービス・メンテナンス事業」の4つに集約しております。

また、各報告セグメントは、以下のサービス提供・製造・販売を行っております。

報告セグメント	主要商品等
旅客自動車運送事業	ハイヤー事業、タクシー事業
不動産事業	不動産売買・賃貸・仲介
販売事業	燃料販売、資材販売、金属製品販売
サービス・メンテナンス事業	サービス・メンテナンス事業

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格等に基づいております。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	連結 財務諸表 計上額 (注)2
	旅客自動車 運送事業	不動産 事業	販売事業	サービス・ メンテナ ンス事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	13,301	989	2,074	2,011	18,377	-	18,377
セグメント間の内部売 上高又は振替高	-	510	634	54	1,200	1,200	-
計	13,301	1,500	2,709	2,066	19,578	1,200	18,377
セグメント利益又は損失 ()	208	538	26	13	289	648	358
セグメント資産	5,862	16,746	5,880	34	28,523	1,672	30,196
その他の項目							
減価償却費	492	286	106	6	892	0	892
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	615	2,051	216	11	2,894	6	2,901

(注)1 調整額は以下の通りであります。

- (1) セグメント利益又は損失()の調整額 648百万円には、セグメント間取引消去 30百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 618百万円が含まれております。
 - (2) セグメント資産の調整額1,672百万円には、セグメント間取引消去 7,412百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産9,085百万円が含まれております。全社資産は、主に、会社での余資運転資金(現金)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。
 - (3) 減価償却費の調整額 0百万円には、セグメント間取引消去 28百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用27百万円が含まれております。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額6百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産6百万円が含まれております。
- 2 セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1	連結 財務諸表 計上額 (注) 2
	旅客自動車 運送事業	不動産 事業	販売事業	サービス・ メンテナ ンス事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	13,914	1,059	2,037	2,030	19,042	-	19,042
セグメント間の内部売 上高又は振替高	-	375	699	53	1,129	1,129	-
計	13,914	1,435	2,736	2,084	20,171	1,129	19,042
セグメント利益又は損失 ()	38	582	119	29	693	714	21
セグメント資産	6,377	16,390	6,275	63	29,106	924	30,031
その他の項目							
減価償却費	441	290	104	6	843	1	844
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	509	181	164	3	858	282	1,140

(注) 1 調整額は以下の通りであります。

- (1) セグメント利益又は損失()の調整額 714百万円には、セグメント間取引消去 6百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 707百万円が含まれております。
 - (2) セグメント資産の調整額924百万円には、セグメント間取引消去 8,245百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産9,170百万円が含まれております。全社資産は、主に、会社での余資運転資金（現金）、長期投資資金（投資有価証券）及び管理部門に係る資産等であります。
 - (3) 減価償却費の調整額1百万円には、セグメント間取引消去 19百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用20百万円が含まれております。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額282百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産282百万円が含まれております。
- 2 セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報として、同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める顧客が存在しないため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					調整額	合計
	旅客自動車 運送事業	不動産 事業	販売 事業	サービス・ メンテナンス事業	計		
減損損失	-	58	-	-	58	-	58

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					調整額	合計
	旅客自動車 運送事業	不動産 事業	販売 事業	サービス・ メンテナンス事業	計		
減損損失	-	-	34	-	34	-	34

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

「旅客自動車運送事業」セグメントにおいて、十全交通株式会社の株式を取得したことにより、負ののれん発生益128百万円が発生しております。

なお、負ののれん発生益は特別利益のため、上記セグメント利益には含まれておりません。

【報告セグメントの変更等に関する事項】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（資産に係る控除対象外消費税等の会計処理の変更）

「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、当連結会計年度の期首より、資産に係る控除対象外消費税等の会計処理の変更をしております。

当該変更を遡及適用したことにより、従来の方法に比べて、前連結会計年度の「不動産事業」のセグメント利益が107百万円増加、セグメント資産が121百万円増加、減価償却費が1百万円増加しております。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	2,086.06円	2,069.45円
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()	103.56円	29.60円

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()の算定上、役員報酬B I P信託が保有する当社株式を、期末の普通株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、当該信託が保有する当社株式の期末の普通株式数は前連結会計年度95,423株、当連結会計年度75,603株であり、期中平均株式数は前連結会計年度107,676株、当連結会計年度81,701株であります。
4. 「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、当連結会計年度における会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については、遡及適用後の連結財務諸表となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度の1株当たり純資産額は20円19銭増加、1株当たり当期純損失金額()は18円08銭減少しております。
5. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()(百万円)	453	132
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失()(百万円)	453	132
普通株式の期中平均株式数(株)	4,375,625	4,459,568

6. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	9,240	9,262
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	46	46
(うち非支配株主持分(百万円))	(46)	(46)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	9,194	9,216
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	4,407,400	4,453,360

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	4,440	4,498	1.40	-
1年以内に返済予定の長期借入金	791	5,335	1.49	-
1年以内に返済予定のリース債務	326	321	1.63	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	8,697	3,682	1.67	2026年12月27日～ 2051年3月31日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	640	862	1.94	2026年4月1日～ 2032年3月18日
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	14,894	14,699	-	-

(注) 1 平均利率については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	558	507	431	402
リース債務	260	216	202	112

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高(百万円)	9,348	19,042
税金等調整前中間(当期)純利益又は税金等調整前中間(当期)純損失()(百万円)	83	287
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益又は親会社株主に帰属する中間(当期)純損失()(百万円)	147	132
1株当たり中間(当期)純利益又は1株当たり中間(当期)純損失()(円)	33.07	29.60

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,825	3,546
信託預金	1,683	1,699
売掛金	283	283
貯蔵品	12	10
前払金	9	70
前払費用	51	74
短期貸付金	2168	2170
未収入金	21,470	22,095
その他	20	20
貸倒引当金	429	565
流動資産合計	6,875	6,186
固定資産		
有形固定資産		
建物	14,5132	14,5033
建物附属設備	1,4396	1,4417
構築物	1,4200	1,4194
機械器具	1,432	1,427
車両運搬具	0	5
什器備品	1,437	1,451
土地	14,11,479	14,11,715
リース資産	10	20
建設仮勘定	16	152
有形固定資産合計	17,295	17,518
無形固定資産		
ソフトウェア	529	520
その他	7	7
無形固定資産合計	37	28
投資その他の資産		
投資有価証券	552	622
関係会社株式	1,046	1,050
差入保証金	10	11
長期貸付金	4	4
関係会社長期貸付金	138	418
その他	235	216
貸倒引当金	89	89
投資その他の資産合計	1,898	2,234
固定資産合計	19,232	19,781
資産合計	26,106	25,967

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2 220	2 236
短期借入金	1 4,100	1 4,158
1年内返済予定の長期借入金	1、2、3 319	1、2、3 4,913
リース債務	8	5
未払金	2 40	2 32
未払費用	2 278	2 489
未払法人税等	8	7
未払消費税等	33	13
前受金	2 23	2 19
短期預り金	52	56
関係会社預り金	626	611
前受収益	2 72	2 66
賞与引当金	28	33
その他	11	-
流動負債合計	5,825	10,643
固定負債		
長期借入金	1、2、3 7,358	1、2、3 2,571
関係会社長期借入金	2,210	2,210
リース債務	2	16
繰延税金負債	1,544	1,536
長期預り金	386	379
退職給付引当金	287	298
資産除去債務	121	130
株式報酬引当金	42	23
関係会社事業損失引当金	394	524
その他	11	11
固定負債合計	12,361	7,701
負債合計	18,186	18,345
純資産の部		
株主資本		
資本金	525	525
資本剰余金		
資本準備金	2	2
資本剰余金合計	2	2
利益剰余金		
利益準備金	131	131
その他利益剰余金		
退職積立金	197	197
固定資産圧縮積立金	3,615	3,427
別途積立金	1,146	1,146
繰越利益剰余金	3,061	2,865
利益剰余金合計	8,151	7,767
自己株式	854	792
株主資本合計	7,825	7,502
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	96	119
繰延ヘッジ損益	1	-
評価・換算差額等合計	95	119
純資産合計	7,920	7,622
負債純資産合計	26,106	25,967

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	1,146	1,154
営業収益	1,772	1,879
売上高及び営業収益	2,237	2,427
売上原価	1,918	1,968
営業費用	1,146	1,153
売上原価及び営業費用	2,381	2,507
売上総損失()	143	79
販売費及び一般管理費	1,294	1,299
営業損失()	238	179
営業外収益		
受取利息	13	17
受取配当金	9	11
保険配当金	45	41
補助金収入	10	-
その他	129	121
営業外収益合計	98	83
営業外費用		
支払利息	148	190
支払手数料	22	-
その他	5	3
営業外費用合計	176	194
経常損失()	316	290
特別利益		
固定資産売却益	0	1
特別利益合計	0	1
特別損失		
固定資産除却損	-	24
減損損失	359	-
支払補償費	-	33
特別損失合計	59	57
税引前当期純損失()	376	347
法人税、住民税及び事業税	0	0
法人税等調整額	29	21
法人税等合計	28	20
当期純損失()	347	326

【売上原価明細書】

区分	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
人件費	120	13.2	113	11.7
経費				
修繕費	134		160	
減価償却費	281		290	
その他経費	380		404	
経費計	797	86.8	854	88.3
売上原価合計	918	100.0	968	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
					退職積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	525	2	2	131	197	3,795	1,146	3,265	8,535	953	8,109
会計方針の変更による累積的影響額								9	9		9
会計方針の変更を反映した当期首残高	525	2	2	131	197	3,795	1,146	3,275	8,545	953	8,119
当期変動額											
剰余金の配当								35	35		35
自己株式の取得									-		-
自己株式の処分								10	10	99	88
固定資産圧縮積立金の取崩						179		179	-		-
当期純損失（ ）								347	347		347
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	179	-	213	393	99	294
当期末残高	525	2	2	131	197	3,615	1,146	3,061	8,151	854	7,825

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	43	5	38	8,148
会計方針の変更による累積的影響額				9
会計方針の変更を反映した当期首残高	43	5	38	8,157
当期変動額				
剰余金の配当				35
自己株式の取得				-
自己株式の処分				88
固定資産圧縮積立金の取崩				-
当期純損失（ ）				347
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	52	4	56	56
当期変動額合計	52	4	56	237
当期末残高	96	1	95	7,920

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主 資本合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金				利益 剰余金 合計		
					退職 積立金	固定資産 圧縮 積立金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金			
当期首残高	525	2	2	131	197	3,615	1,146	3,061	8,151	854	7,825
会計方針の変更 による累積的影響額											
会計方針の変更を 反映した当期首残 高	525	2	2	131	197	3,615	1,146	3,061	8,151	854	7,825
当期変動額											
剰余金の配当								36	36		36
自己株式の取得										37	37
自己株式の処分								21	21	99	77
固定資産圧縮積 立金の取崩						188		188	-		-
当期純損失 ()								326	326		326
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	188	-	196	384	61	322
当期末残高	525	2	2	131	197	3,427	1,146	2,865	7,767	792	7,502

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	96	1	95	7,920
会計方針の変更に よる累積的影響額				-
会計方針の変更を反 映した当期首残高	96	1	95	7,920
当期変動額				
剰余金の配当				36
自己株式の取得				37
自己株式の処分				77
固定資産圧縮積立 金の取崩				-
当期純損失（ ）				326
株主資本以外の項 目の当期変動額 （純額）	23	1	24	24
当期変動額合計	23	1	24	297
当期末残高	119	-	119	7,622

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) によっております。

貯蔵品

燃料・油脂.....総平均法

部品・資材.....先入先出法

4 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

車両運搬具...定額法

建物・その他有形固定資産...定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

車両運搬具 2年～7年

建物及び構築物 2年～50年

機械器具及び什器備品 2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間(5年) による定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期に対応する金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から処理することにしております。

(4) 株式報酬引当金

役員報酬 B I P 信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

(5) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財務状況等を勘案して、損失見込額を計上しております。

6 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段

金利スワップ

(3) ヘッジ対象

借入金の利息

(4) ヘッジ方針

資金調達取引における金利の変動によるリスクに対して金利スワップ取引によりヘッジを行っております。

(5) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

7 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 収益及び費用の計上基準

売上高は主に不動産賃貸収入及び整備収入、営業収益は主に経営指導料、ロイヤリティ収入、ブランド料、子会社からの受取配当金であります。

不動産賃貸収入は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づき、収益を認識しております。

整備収入、経営指導料、ロイヤリティ収入、ブランド料は財又はサービスの提供に係る履行義務を負っており、これらの約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、履行義務が充足されることから、当該履行義務が充足された時点で収益を認識しております。履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により短期間で回収しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

なお、子会社からの受取配当金については配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

(3) 消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は個々の資産の取得原価に算入しております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(関係会社株式の評価、貸倒引当金及び関係会社事業損失引当金の計上)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです(旅客自動車運送事業を営む全てのタクシー子会社に対する残高)。

関係会社株式 199百万円

貸倒引当金 422百万円

関係会社事業損失引当金 394百万円

(1)算出方法

旅客自動車運送事業を営む全てのタクシー子会社の固定資産について、減損損失の兆候があります。そのため、当該子会社の保有する固定資産に関する減損損失の認識の要否を考慮した上で、関係会社株式の評価減や当該子会社への債権の回収不能見込額を貸倒引当金として計上し、その上でなお引当が必要となる損失見込額を関係会社事業損失引当金として計上しております。

当該子会社が保有する有形固定資産及び無形固定資産については、減損損失の認識の判定において、当該資産グループの回収可能価額の総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。

(2)主要な仮定

関係会社株式の評価、貸倒引当金、関係会社事業損失引当金の計上は当該子会社の財政状態等、翌年度以降の事業計画により判断しており、その際には、当該子会社が保有する固定資産の減損損失の計上の要否が見積り上の重要な要素となっているため、当該主要な仮定の詳細は連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)(旅客自動車運送事業のうちタクシー事業における有形固定資産及び無形固定資産の減損)(2)」をご参照ください。

(3)翌年度の財務諸表に与える影響

旅客自動車運送事業を営む子会社の業績の悪化、有形固定資産及び無形固定資産に係る減損損失が発生した場合は関係会社株式、貸倒引当金及び関係会社事業損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（関係会社株式の評価、貸倒引当金及び関係会社事業損失引当金の計上）

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです（旅客自動車運送事業を営むタクシー子会社のなかで固定資産に減損の兆候がある会社に対する残高）。

関係会社株式 203百万円
貸倒引当金 551百万円
関係会社事業損失引当金 524百万円

(1)算出方法

旅客自動車運送事業を営む子会社（大和交通保谷株式会社、大和自動車交通吉祥寺株式会社、大和自動車交通王子株式会社、大和自動車交通江東株式会社、大和自動車交通立川株式会社、大和自動車交通北千住株式会社、十全交通株式会社）の固定資産について、減損損失の兆候があります。そのため、当該子会社の保有する固定資産に関する減損損失の認識の要否を考慮した上で、関係会社株式の評価減や当該子会社への債権の回収不能見込額を貸倒引当金として計上し、その上でなお引当が必要となる損失見込額を関係会社事業損失引当金として計上しております。

当該子会社が保有する有形固定資産及び無形固定資産については、減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。

(2)主要な仮定

関係会社株式の評価、貸倒引当金、関係会社事業損失引当金の計上は当該子会社の財政状態等、翌年度以降の事業計画により判断しており、その際には、当該子会社が保有する固定資産の減損損失の計上の要否が見積り上の重要な要素となっているため、当該主要な仮定の詳細は連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）（旅客自動車運送事業のうちタクシー事業における有形固定資産及び無形固定資産の減損）（2）」をご参照ください。

(3)翌年度の財務諸表に与える影響

旅客自動車運送事業を営む子会社の業績の悪化、有形固定資産及び無形固定資産に係る減損損失が発生した場合は関係会社株式、貸倒引当金及び関係会社事業損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（会計方針の変更）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表に与える影響はありません。

（資産に係る控除対象外消費税等の会計処理の変更）

従来、資産に係る控除対象外消費税等は、発生した事業年度の期間費用として販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、当事業年度の期首より、個々の資産の取得原価に算入する方法に変更いたしました。近年の慢性的なタクシー乗務員不足、ライドシェアの解禁等、タクシー業界の厳しい環境下、どのような環境にも耐え得る盤石の経営体質を構築するため、不動産事業、特に居住用賃貸マンション事業を強化する方針であり、居住用賃貸建物を取得する案件が増加することが見込まれます。そのため、不動産事業に注力した当事業年度以降において、従来の方法を採用し、取得年度に多額かつ一過性の控除対象外消費税等が費用化されるよりも、資産に係る控除対象外消費税等を個々の資産の取得原価に算入し固定資産の耐用年数にわたって費用配分したほうが、当社グループの経営実態をより適切に表す点においてより合理的であると考えます。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前事業年度については、遡及適用後の財務諸表となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の貸借対照表は、有形固定資産が121百万円増加、固定負債が32百万円増加、利益剰余金が88百万円増加しております。前事業年度の損益計算書は、売上原価が1百万円増加、販売費及び一般管理費が109百万円減少、法人税等調整額が28百万円増加したことにより、営業損失（ ）、経常損失（ ）、税金等調整前当期純損失（ ）はそれぞれ107百万円減少し、当期純損失（ ）は79百万円減少しております。

前事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の前事業年度の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は9百万円増加しております。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
信託預金	683百万円	699百万円
建物	4,875百万円	4,743百万円
建物附属設備	149百万円	146百万円
構築物	8百万円	9百万円
機械器具	14百万円	13百万円
什器備品	4百万円	5百万円
土地	10,926百万円	10,926百万円
建設仮勘定	6百万円	52百万円
計	16,668百万円	16,596百万円

担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期借入金	4,100百万円	4,158百万円
1年内返済予定の長期借入金	319百万円	4,913百万円
長期借入金	7,358百万円	2,571百万円
計	11,778百万円	11,643百万円

2 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次の通りであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期金銭債権	1,138百万円	1,750百万円
短期金銭債務	384百万円	583百万円
長期金銭債務	2百万円	2百万円

3 財務制限条項

当社は、シンジケートローン契約(契約日2019年12月26日、契約変更日2022年3月30日)を締結しており、この契約には次の財務制限条項が付されています。

2020年3月期以降の連結決算において、各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額を、2019年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

2020年3月期末日及び2021年3月期末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2回連続して損失としないこと。2022年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日については、各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益が2回連続して損失となる場合、各事業年度末日における連結損益計算書に記載される当期損益を2回連続して損失としないこと。

なお、明確化のために付言すると、2022年3月期末日においては、2021年3月期末日及び2022年3月期末日における連結損益計算書に記載される経常損益が2回連続して損失となる場合、2021年3月期末日及び2022年3月期末日における連結損益計算書に記載される当期損益を2回連続して損失としないこと。

4 信託ABLに係る主な資産で各々の項目に含まれているもの

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	1,956百万円	1,887百万円
建物附属設備	148百万円	146百万円
構築物	8百万円	9百万円
機械器具	14百万円	11百万円
什器備品	4百万円	5百万円
土地	3,486百万円	3,486百万円
計	5,618百万円	5,547百万円

(注) 上記の金額は、担保に供している資産に含まれております。また信託預金は除外して記載しておりません。

5 直接減額による圧縮記帳額

国庫補助金により取得価額から控除した額は次の通りであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
ソフトウェア	2百万円	2百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	508百万円	521百万円
営業収益	713百万円	844百万円
営業費用等	324百万円	268百万円
営業取引以外の取引高	45百万円	42百万円

2 販売費及び一般管理費の主なもの

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
役員報酬	5百万円	3百万円
給料手当	11百万円	14百万円
賞与引当金繰入額	0百万円	0百万円
株式報酬引当金繰入額	0百万円	0百万円
退職給付費用	3百万円	4百万円
減価償却費	3百万円	2百万円
諸手数料	20百万円	18百万円
保険料	5百万円	5百万円
租税公課	14百万円	2百万円
施設賦課税	1百万円	1百万円
貸倒引当金繰入額	12百万円	13百万円
関係会社事業損失引当金繰入額	5百万円	12百万円
販売費に属する費用のおおよその割合	37%	65%
一般管理費に属する費用のおおよその割合	63%	35%

3 減損損失

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失(百万円)
賃貸等不動産	建物及び構築物等	東京都江東区	59

当社は、管理会計上の区分を基準に概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位にて資産のグルーピングを行っており、遊休資産等については個々にグルーピングしております。

上記の資産は、収益性の低下が認められたため、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（59百万円）として特別損失に計上いたしました。

回収可能価額は使用価値により測定しており、回収可能価額は零としております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

前事業年度（2024年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式1,046百万円、関連会社株式0百万円）は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式1,050百万円、関連会社株式0百万円）は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
(繰延税金資産)		
退職給付引当金	88百万円	93百万円
賞与引当金	8百万円	10百万円
ゴルフ会員権	31百万円	31百万円
貸倒引当金	132百万円	179百万円
資産除去債務	40百万円	41百万円
固定資産減損損失	165百万円	167百万円
関係会社事業損失引当金	120百万円	165百万円
関係会社株式	274百万円	282百万円
繰越欠損金	68百万円	70百万円
その他	85百万円	81百万円
繰延税金資産小計	1,015百万円	1,123百万円
評価性引当額	873百万円	976百万円
繰延税金資産合計	142百万円	146百万円
(繰延税金負債)		
固定資産圧縮積立金	1,595百万円	1,576百万円
その他有価証券評価差額金	42百万円	55百万円
その他	49百万円	50百万円
繰延税金負債合計	1,687百万円	1,682百万円
繰延税金負債純額	1,544百万円	1,536百万円

(注) 1. 当事業年度において、「会計方針の変更」に記載のとおり会計方針の変更の遡及適用を行っており、前事業年度は遡及修正を反映させています。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は43百万円増加し、法人税等調整額()は42百万円、その他有価証券評価差額金は1百万円、それぞれ減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針)7 その他財務諸表作成のための重要な事項(2)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	5,132	119	-	218	5,033	3,038
	建物附属設備	396	74	-	53	417	1,279
	構築物	200	4	-	9	194	285
	機械器具	32	1	-	6	27	54
	車両運搬具	0	6	0	0	5	3
	什器備品	37	30	0	16	51	263
	土地	11,479	235	-	-	11,715	-
	リース資産	10	20	-	10	20	147
	建設仮勘定	6	45	-	-	52	-
	計	17,295	538	0	315	17,518	5,071
無形固定資産	ソフトウェア	29	0	-	9	20	-
	その他	7	-	-	0	7	-
	計	37	0	-	10	28	-

(注) 1. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

2. 建物の増加額の主な内容は、王子ビルの長命化工事50百万円、立川営業所改修工事33百万円であります。

3. 建物附属設備の増加額の主な内容は、江東組合事務所設備改修及び立体駐車場改修工事等32百万円、立川営業所改修に伴う電気設備工事等16百万円であります。

4. 土地の増加額の内容は、十全交通の土地取得235百万円であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	518	139	3	654
賞与引当金	28	33	28	33
株式報酬引当金	42	0	19	23
関係会社事業損失引当金	394	129	-	524

(注) 貸倒引当金の当期減少額には、洗替による戻入額1百万円、債権回収による取崩額1百万円が含まれておりません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
単元株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関 買取手数料	東京都府中市日鋼町1-1 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 三菱UFJ信託銀行株式会社 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告 公告掲載アドレス https://www.daiwaj.com/ (ただし、電子公告によることが出来ない事故その他やむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に公告いたします。)
株主に対する特典	毎年3月31日現在の株主名簿に記載された1単元(100株)以上保有の株主を対象に下記の優待品を贈呈いたします。 [記] 500株から2,499株まで クオカード2,000円分 2,500株以上 クオカード3,000円分

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、確認書

事業年度 第117期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）2024年6月27日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年6月27日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

第118期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）2024年11月13日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2024年7月4日関東財務局長に提出

(5) 自己株券買付状況報告書

自己株券買付状況報告書（自 2024年12月2日 至 2024年12月31日）2025年1月14日関東財務局長に提出

自己株券買付状況報告書（自 2025年1月1日 至 2025年1月31日）2025年2月10日関東財務局長に提出

自己株券買付状況報告書（自 2025年2月1日 至 2025年2月28日）2025年3月13日関東財務局長に提出

自己株券買付状況報告書（自 2025年3月1日 至 2025年3月31日）2025年4月11日関東財務局長に提出

自己株券買付状況報告書（自 2025年4月1日 至 2025年4月30日）2025年5月15日関東財務局長に提出

自己株券買付状況報告書（自 2025年5月1日 至 2025年5月31日）2025年6月12日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月26日

大和自動車交通株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板谷 秀穂

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉岡 昌樹

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている大和自動車交通株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和自動車交通株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（会計方針の変更）に記載されているとおり、会社は資産に係る控除対象外消費税等を発生年度の期間費用に計上する方法から個々の資産の取得原価に算入する方法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

旅客自動車運送事業のうちタクシー事業における有形固定資産及び無形固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2025年3月31日現在、連結貸借対照表上、有形固定資産を19,363百万円、無形固定資産を49百万円計上しており、連結総資産の64.6%を占めている。このうち、旅客自動車運送事業のうちタクシー事業に帰属する有形固定資産及び無形固定資産の合計は4,774百万円となっている。</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において、旅客自動車運送事業のうちタクシー事業に帰属する資産グループの有形固定資産及び無形固定資産において、営業損益が継続してマイナスとなっていることにより減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否を検討している。</p> <p>これらの有形固定資産及び無形固定資産について、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識していない。</p> <p>資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りは、取締役会によって承認された事業計画及び資産の正味売却価額に基づいて行っている。</p> <p>資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りにおける重要な仮定は、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のうち、不動産鑑定評価の前提となる各種指標や車両の使用状況を踏まえた売却可能価額の算定である。</p> <p>減損損失の認識には見積りの不確実性や経営者による主観的な判断を伴うものであることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、旅客自動車運送事業のうちタクシー事業に帰属する資産グループの固定資産の減損損失の認識の判定における割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りについて、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来キャッシュ・フローについて、取締役会によって承認された事業計画との整合性を検討した。 ・将来キャッシュ・フローの見積期間について、主要な資産の経済的残存使用年数と比較した。 ・不動産の正味売却価額については、会社が利用したすべての不動産鑑定評価書を閲覧し整合性を検討するとともに採用した鑑定評価手法、鑑定評価額算定の前提を検討した。 ・車両の正味売却価額については、当連結会計年度における売却価額の実績資料を検討した。 ・経営者の見積りプロセスの有効性を評価するために、過年度における事業計画とその後の実績を比較した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、大和自動車交通株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、大和自動車交通株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていない。

独立監査人の監査報告書

2025年6月26日

大和自動車交通株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板谷 秀穂

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉岡 昌樹

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている大和自動車交通株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第118期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和自動車交通株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（会計方針の変更）に記載されているとおり、会社は資産に係る控除対象外消費税等を発生年度の期間費用に計上する方法から個々の資産の取得原価に算入する方法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価、貸倒引当金及び関係会社事業損失引当金の計上	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2025年3月31日現在、貸借対照表上、関係会社株式を1,050百万円、貸倒引当金を654百万円、関係会社事業損失引当金を524百万円計上している。このうち、旅客自動車運送事業を営むタクシー子会社のなかで固定資産に減損の兆候がある会社に対する残高として、関係会社株式203百万円、貸倒引当金551百万円、関係会社事業損失引当金524百万円を計上している。</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、会社は当事業年度において、旅客自動車運送事業を営むタクシー子会社について、当該子会社の事業に係る損失に備えるため、当該子会社の保有する固定資産に関する減損損失の認識の要否を考慮した上で、関係会社株式の評価減や当該子会社への債権の回収不能見込額を貸倒引当金として計上し、その上でなお引当てが必要となる損失見込額を関係会社事業損失引当金として計上している。</p> <p>上記金額の算定にあたっては、当該子会社の保有する固定資産に関する減損損失の認識の要否を考慮する必要があり、これらの有形固定資産及び無形固定資産について、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識していない。</p> <p>資産グループの回収可能価額の見積りにおける重要な仮定は、連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）（旅客自動車運送事業のうちタクシー事業における有形固定資産及び無形固定資産の減損）（2）」に記載のうち不動産鑑定評価の前提となる各種指標や車両の使用状況を踏まえた売却可能価額の算定である。</p> <p>減損損失の認識には見積りの不確実性や経営者による主観的な判断を伴うものであることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社株式の評価、貸倒引当金及び関係会社事業損失引当金の計上の重要な要素となっている有形固定資産及び無形固定資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りについて、連結財務諸表の監査報告書に記載されている、監査上の主要な検討事項(旅客自動車運送事業のうちタクシー事業における有形固定資産及び無形固定資産の減損)と同一の手続きを実施しているため、記載を省略している。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていない。